

兵庫県公報

平成29年3月21日 火曜日 第2884号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	6
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	6
○ 道路の指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	7
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	8
○ 兵庫県国土利用計画（第五次）（都市政策課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	29
○ 同 上（同）	30
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	34
○ 同 上（同）	35
○ 同 上（同）	36
○ 同 上（同）	36
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	37
○ 兵庫県住生活基本計画（住宅政策課）	38
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	59
○ 同 上（同）	60
○ 同 上（同）	60
選挙管理委員会告示	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	60
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	61
人事委員会告示	
○ 平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正	62

告 示

兵庫県告示第291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名
淡路市	江井大石地区



兵庫県告示第292号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社M i z k a n S a n m i

愛知県半田市中村町2丁目6番地

代表取締役社長 杉 本 達 哉

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社M i z k a n S a n m i 三木工場

三木市吉川町畑枝395番地の1

(3) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設 (No. 1)			
型	式	加圧浮上処理設備			
構	造	鉄筋コンクリート製			
主 要 寸 法		5 m × 5 m × 4 m			
能 力		130m ³ /日			
汚 水 等 の 処 理 方 式		加圧浮上処理			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		既 設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		な し			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4~10	4~10	4~10	4~10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,000	5,000	1,250	1,350
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,500	1,500	750	1,100
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	4,000	4,000	670	900
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	150	150	100	120
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	50	50	30	40
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2,000	2,000	300	300	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		50	130	50	130

排水処理施設 (No. 2)				排水処理施設 (No. 3)			
嫌気性廃水処理設備				活性汚泥織廃水処理設備			
同 左				R C 製			
24m×53m×10m				22.5m×23m×7m			
760m ³ /日				396m ³ /日			
嫌気性処理+活性汚泥処理+凝集沈殿処理+砂ろ過処理+活性炭処理				嫌気性処理+接触ばっ気処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭処理			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
同 左				許可後			
同 左				同 左			
同 左				同 左			
処理前		処理後		処理前		処理後	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
5~10	5~10	5.8~8.6	5.8~8.6	4~7	4~7	5.8~8.6	5.8~8.6
1,250	1,350	5以下	5	5,411	6,277	5	5
750	1,100	10以下	15	3,392	3,803	10	15
670	900	10以下	10	370	431	10	10
100	120	10以下	10	52	57	10	10
30	40	1以下	1	37	41	1	1
300	300	1未満	1.5未満	1	3	1	1.5
391	728	391	728	198	396	198	396

(4) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 2～3	No. 1	No. 2～4
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	423	雨 水 専 用 排 水 口	621	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	760		1,156	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8～8.6		5.8～8.6	
	最 大	5.8～8.6		5.8～8.6	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	5 以下		5 以下	
	最 大	5		5	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10 以下		10 以下	
	最 大	15		15	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	10 以下		10 以下	
	最 大	10		10	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10 以下		10 以下	
	最 大	10		10	
^{リン} 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1 以下	1 以下		
	最 大	1	1		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1 未満	1 未満		
	最 大	1.5 未満	1.5 未満		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 3月21日から同年 4月11日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び三木市美しい環境部環境政策課



兵庫県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 3月21日から 2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 寺 本 伊 丹 線	伊丹市昆陽 8丁目85番 1 から 同 市昆陽 6丁目123番 1 まで	旧	10.0から 32.0まで	559.0	一部 予定地
		新	20.0から 32.0まで	559.0	



兵庫県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月21日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	豊岡市日高町祢布字清水831番1から 同 市日高町祢布字清水831番1まで	旧	45.0から 51.0まで	2.0	
		新	45.0から 51.0まで	2.0	
国道 4 8 2 号	豊岡市日高町祢布字清水830番から 同 市日高町祢布字清水828番2まで	旧	19.0から 27.0まで	89.0	
		新	19.0から 27.0まで	89.0	



兵庫県告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称
川 西 市	阪神間都市計画地区計画	高芝地区地区計画
加 古 川 市	東播都市計画地区計画	都台地区地区計画
南あわじ市	南あわじ都市計画火葬場	1号南あわじ市火葬場



兵庫県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称
三 田 市	阪神間都市計画下水道	三田市公共下水道
同 市	阪神間都市計画地区計画	福島地区地区計画
宝 塚 市	阪神間都市計画道路	3. 5. 862号競馬場高丸線ほか1路線
高 砂 市	東播都市計画下水道	高砂市公共下水道
姫 路 市	中播都市計画公園	2. 2. 1003号船場御坊公園ほか12公園
福 崎 町	中播都市計画地区計画	東部工業団地地区計画

相 生 市	西播都市計画公園	2. 2. 107号青葉台第二公園
宍 粟 市	山崎都市計画道路	3. 6. 523号船元中広瀬線
篠 山 市	篠山都市計画下水道	篠山市公共下水道



兵庫県告示第297号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28北播予定 0002号	29. 3. 6	加西市北条町西高室字中ノ坪233番1の一部、 233番2の一部、234番1の一部、234番2、235 番1の一部、235番2、238番1の一部、238 番2、239番の一部、240番の一部、241番の一 部、242番1の一部、243番1の一部、243番2 の一部、243番3の一部、244番1の一部、244 番2、244番3の一部、245番1の一部、245 番2、245番3の一部、246番1の一部、246 番2、246番3の一部、247番1から247番3ま での各一部、249番から251番までの各一部、 252番・253番合併1の一部、252番・253番合 併2、254番1の一部、254番2、255番1、255 番2 同 市北条町西高室字丸山ノ下256番1の一 部、256番2の一部、270番1の一部、270番2 の一部、273番の一部、274番1の一部、275 番の一部、276番1の一部、276番2の一部、 282番1の一部、282番7、284番の一部 同 市北条町西高室字清水田318番から321番 までの各一部、325番の一部、327番1の一部、 328番1の一部	12.0	410.0

公 告

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示す
る。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人みなみ会
- (2) 代表者の氏名 長 井 泰 弘
- (3) 主たる事務所の所在地 西脇市野村町1795番地の8
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、西脇市内の子どもが、「地域の人々によって守り受け継がれてきた自然と歴史・文化」を学ぶことを通して、「他者（生命的自然から他の人々まで）を思いやれる暖かい人間性（道徳・倫理性）」、「文化を受け継ぎ、創造する豊かな教養と深い視点」、「歴史を見通す広い視野」を育むように、地域住民の賛意と協力を得て支援するとともに、あわせて魅力ある地域コミュニティーづくりに寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成29年 3月 7日から平成34年 3月 6日まで



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 安井商店	丹波市柏原町柏原68番地	平成29年 1月21日



兵庫県国土利用計画の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のように公表する。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県国土利用計画（第五次）

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、兵庫県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項を定めるものであり、県内の各市町がその区域について定める県土の利用に関する計画（市町計画）及び兵庫県土地利用基本計画の基本となるほか、県土の利用に関し、各種計画の行政上の指針となるものである。

国土利用計画は、限りある県土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきた。このような役割は今後も一定程度必要であるものの、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、県土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、県土利用の質的向上を図る側面がより重要となってきており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えている。

既に地方部を中心に、人口減少や土地の利用価値の低減等に伴う県土管理水準の低下が地域の大きな課題となっており、今後は、第四次計画策定時までとは異なり、本格的な人口減少下における県土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな県土を実現していくことが、国土利用計画の大きな役割となる。

その際、人口減少下において若年層等地域の担い手が減少することは、県土管理水準の低下のみならず、農林水産、商工、観光、健康・福祉など、地域づくりの根幹にも関わってくることから、本計画が示す全県的な方針とともに、地域がそれぞれの自然や文化、経済社会状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を促進していくことが重要である。

県土利用をめぐる状況が大きく変化する中、国土利用計画の果たすべき役割もまた変化しているが、県土を適正に利用するための総合的な計画としての国土利用計画の位置づけは引き続き重要である。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

1 県土利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用の現状

本県は、日本海から瀬戸内海を経て太平洋に至る広大な県域を擁しており、数多くの温泉や景勝地、自然公園を有するなど豊かな広がり美しい自然を誇っている。

中央部北寄りに中国山地が東西に走り、県域が大きく南北に分かれており、気候も、北の日本海型、

中央部の内陸型、南の瀬戸内型とそれぞれの地域の特色を表している。

歴史・文化においても、神戸・阪神、東・西播磨、但馬、丹波、淡路の各地域で特有の個性を有し、数多くの史跡など優れた文化遺産に恵まれている。

このような自然や歴史・文化を背景として瀬戸内臨海部に広がる都市地域、自然豊かな中山間地域やそこに点在する都市など、多様で多彩な県土利用がなされている。そして、このことが同時に人口や産業の地域的偏在等様々な課題の誘因ともなっている。

一方、全国的に、少子高齢化、本格的な人口減少に加え、東京一極集中に伴う様々な課題が認識される中、本県においても、「地域創生」を県政の基本政策に位置付け、兵庫県地域創生条例の下、兵庫県地域創生戦略を策定し、各般の取組を推進している。

このため、県土利用においても、兵庫県地域創生戦略を踏まえ、本県の強みである地域のポテンシャルや多様性を活かし、大都市圏から多自然地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本に、個性と多様性を重視した地域づくりを進め、地域の自立と県土の均衡ある発展に配慮することが重要となっている。

これまでの10年間の県土利用の推移をみると、農地の減少傾向が緩やかになりつつあるものの、森林については一定の減少傾向にある。一方、住宅地やその他の宅地、道路は、以前よりも緩やかではあるが増加傾向にある。工業用地については、リーマンショック後、一時減少傾向にあったものの、近年は回復傾向にある。都市においては、空き家、空き地等の低・未利用地が多くみられ、企業の事業縮小や海外への生産拠点の移転等に伴う遊休地が多くみられる。また、農山村においても農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地等の増加傾向がみられる。

こうした中であって、「創造と共生の舞台・兵庫」をめざす県土づくりのため、今後の県土利用に関する基本方向を示す必要がある。

イ 県土利用をめぐる基本的条件

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件を考慮する必要がある。

本県は既に人口減少社会を迎えており、今後、高齢者人口は一貫して増加し、高齢化率も引き続き上昇することが予想されている。一部の地域では、今後も人口増加や新たな機能等の集積に伴い、一定程度、土地需要の増加が想定されるものの、全体として土地需要は減少し、子世代の流出等に伴い、空き家等の増加や荒廃、疎住化の進行、都市機能や公共交通サービス等暮らしの利便性や効率性の低下、耕作放棄地の拡大、森林の荒廃や野生鳥獣被害の拡大など、県土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念される。そのため、今後の県土利用においては、本格的な人口減少社会における県土の適切な利用・管理のあり方を構築していくことが重要となる。

また、地球温暖化の進行等に伴う異常気象や大規模災害の増加、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震や内陸型活断層地震、管理が行き届かない森林やため池に起因する土砂災害やため池の決壊などの甚大な被害など、自然災害リスクが高まっている。一方、原発の停止等に伴う温室効果ガス排出量の増加や固定価格買取制度を背景とした大規模太陽光発電施設の急増等による自然環境等への影響も懸念される。自然環境については、開発圧力が減少する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能な資源・エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。景観については、周辺に配慮のない建築物等の立地や、空き地・空き施設の増加により、身の回りの景観に変化や混乱をきたしたり、貴重な景観資源の喪失や、それらへの眺望阻害による地域の個性の喪失を招いていることから、これらへの対応も重要となる。

さらに、本県は、土砂災害警戒区域等の危険箇所が多く存在するなど、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。阪神・淡路大震災をはじめ、東日本大震災や熊本地震、集中豪雨等の相次ぐ自然災害の経験により、自然災害に対する備えの大切さが認識され、県土利用面における安全・安心に対する県民の意識も高まっている。人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に、より安全で持続可能な県土利用を実現することも重要となる。

ウ 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は以下のとおりである。

(7) 人口減少による県土管理水準等の低下への対応

本県の人口は平成21年をピークに減少局面に入っており、今後も人口減少が継続すると見込まれる。また、年少・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が進むとともに、神戸・阪神地域の減少幅が小さいのに比べ、西播磨、但馬、淡路などで著しい減少が予測されるなど、人口の地域的な偏在も見込まれる。

人口動態の変化は、県土の利用にも大きな影響を与える。都市部においては、人口密度の低下や大規模集客施設の郊外への立地等による中心市街地の衰退、企業の事業縮小や海外への生産拠点移転等による工場閉鎖に伴う不適切な跡地管理の増加等が懸念される。地方都市の中心市街地では、既に人口・世帯数の減少が進展し、都市機能や公共交通サービスが低下するとともに、低・未利用地や市場に流通していない空き家等が増加しており、土地利用の効率低下が懸念される。また、昭和40年代に開発された郊外型住宅団地では、都市中心部に先行して高齢化や人口減少が急速に進展しており、住宅や生活利便施設の老朽化、空き家・空き店舗の活用も課題となっている。

また、農山漁村では、農地の転用に加え、農業者の高齢化や農村からの人口流出に伴う耕作放棄地の拡大による周辺農地の営農への悪影響や、農地・水路の保全管理水準の低下も懸念されている。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約は進んでいるものの、依然として小規模な兼業農家が多数存在することも課題である。林業・木材産業においては、人口減少による住宅市場の縮小が想定され、今後、新築住宅用木材の国内需要の拡大は見込めないなど厳しい状況にあるほか、一部に間伐等の適切な管理が行われていない森林もみられる。

県土管理水準の低下や都市化の進展などの県土利用の変化は、水源涵養機能の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与える。また、土地取引が多い都市や高齢化が著しい地域での地籍整備の遅れにより、土地境界が不明確な状況では、土地の有効利用の妨げとなり得る。さらに、都市へ人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。

このような問題は、既にその多くが顕在化しているが、対策を怠れば、今後、ますます状況が悪化するおそれがある。このため、本格的な人口減少社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となる。

また、人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用を一層、推進していくことも必要である。

(4) 自然環境等の悪化への対応

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていく視点が重要である。この観点から、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となる。

特に、一度開発された土地は、それまでの利用が放棄されても人為的な土地利用の影響が残ることから、その地域本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性がある。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となる。加えて、今後、土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、開発や外来生物の侵入等による生物多様性への影響の深刻化・顕在化、野生鳥獣の生息域拡大に伴う新たな地域での被害の発生、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念される。

また、気候変動は、広く県土の自然環境に影響を及ぼし、更なる自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応し、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築していくことが必要である。

自然環境や生物多様性は、水源涵養や土壌浸食防止などの防災機能の充実、農林水産業や企業活動の振興などの取組を支える一方、地域の特色ある風土をはじめ、産業、食文化、工芸や芸術などの文化の多様性と深く関係している。このため、生態系を保全し、再生可能エネルギーの導入拡大に努めるなど、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に適切に管理・利活用していくことは、バイオマス等の再生可能エネルギーの地域レベルでの安定確保や健全な水循環の維持又は回復、全国よりも低い水準にある食料自給率の改善等を通じて、地域の持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要である。また、近年の気候変動により頻発化・激甚化する水害・土砂災害等による被害を最小限に抑えるためにも、自然生態系の有する防災・減災機能も活用し、持続可能かつ効果的・効率的な防災・

減災対策を進めることが重要である。

さらに、今後、景観に悪影響を及ぼす空き地・空き施設の増加、優良農地以外の農地や森林等への太陽光発電施設の設置の急激な増加等による自然環境等への影響が懸念される中、これからの人口減少社会において地域が元気であり続けるためにも、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等うおいある快適で豊かな環境を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、地域の個性を育みながら、景観資源の活用による交流や観光振興を通じて、地域活力の向上をめざすことが重要である。

(7) 災害に対して脆弱な県土の強靱化

本県は、都市部を含め、全国的にみても多くの土砂災害警戒区域等の危険箇所を有しているほか、沿岸域には液状化による防潮堤の沈下などの津波災害リスクの高い地域が存在する等、県土利用上、災害に対して脆弱な構造となっている。津波により沿岸域に大きな被害をもたらした東日本大震災は、阪神・淡路大震災の経験を超えた想定外の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性を顕在化させた。一方、熊本地震の発生は、多くの内陸型活断層を有する本県においては、今後も県内各地で強い地震が発生する可能性を示唆している。

また、雨の降り方は局地化・集中化・激甚化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、水害、土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念される。一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念される。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害の発生リスクが高い区域等における土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の指定による土地利用の適切な制限など、安全性を優先的に考慮する県土利用に向けた、より一層の取組が必要となっている。

また、都市においては、主要な都市機能の集中や地下空間を含む土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う都市型水害等に対する脆弱性への対応や、オープンスペースが少ない密集市街地の防災性の向上も重要な課題となっている。農山漁村においても、間伐等の適切な管理が実施されていない森林における林床植生の衰退等による水源涵養や土砂流出防止機能の低下といった、県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されている。一方、高度経済成長期に集中的に整備した社会基盤施設の老朽化への対応や、人口減少下における都市の縮小や災害時の緊急輸送・救急機能の確保に対応するための基幹道路ネットワークにおけるミッシングリンクの解消が急がれている。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災対策に加え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、レジリエンス（強靱さ・しなやかさ）の確保とともに、流域全体で防災力の向上を図る総合的な治水対策や、森林の適正管理を推進して、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めていくことが必要である。

エ 県土利用の基本方針

(7) 基本理念と目標

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、県民の生活や地域の発展と深いかかわりを有している。

県土の利用に当たっては、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然、社会、経済及び文化などを生かし、地域の自立的発展を促進していくとともに、公共の福祉を優先するなかで安全かつ健康で文化的な生活環境の確保とこれからの時代にふさわしい県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

また、阪神・淡路大震災を経験した我が県では、震災での経験と教訓を活かし、21世紀兵庫長期ビジョンを踏まえ、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざして、地域社会を構成する多様な主体が協働し、「自立と連帯」「安心と活力」「継承と創造」の考え方のもと、県土利用に取り組んでいく。

(4) 計画期間

兵庫県国土利用計画（第五次）の計画期間は、平成26年を基準年次とし、平成37年を目標年次とする。

(7) 県土利用の基本方針

1ウで示した課題のみならず兵庫らしい地域創生に資する前向きな県土利用に取り組むため、本計画は「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様

な主体の参画と協働による県土マネジメント」の3つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

a 兵庫の強みを活かした適切な県土利用

本県は、日本海から瀬戸内海を経て、太平洋を望み、変化に富んだ地形と気候を有する地理的特性のもと、多様な地域性に恵まれ、長い歴史の中で育んできた豊かな自然、開かれた文化、多彩な人材、層の厚い産業など、他に類を見ない「多様性」が備わっている。これら兵庫の強みである地域のポテンシャルや多様性を活かし、大都市圏から多自然地域まで多彩な魅力を持つ個性豊かな地域がそれぞれ機能分担しながら連携することを基本として、適切な県土利用を図る。

(a) 県土空間の安全・安心を高める県土利用

阪神・淡路大震災をはじめとした大規模な自然災害からの創造的復興の経験を活かし、巨大地震や津波災害の被害の最小化のため、ハード対策と、避難対策を中心としたソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の発生リスクの高い区域等においては、地域の実情等を踏まえた住宅等の建築抑制や構造規制といった土地利用制限の検討や、公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。同時に、災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所における土砂災害対策や災害に強い森づくり、「ながす」「ためる」「そなえる」を組み合わせた流域全体での「総合治水」の取組を進め、風水害による被害を最小化する。

また、災害時における都市機能の代替性確保のため、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、都市の耐震化・不燃化を推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等社会基盤施設の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、高度経済成長期に整備された多くの社会基盤施設の積極的な強靱化、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

(b) 住みたい地域、個性あふれる「ふるさと兵庫」をつくる県土利用

日本の縮図と言われ、大都市圏から多自然地域まで、個性ある多様な地域を持つ本県の強みを活かし、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、地域活力の低下が懸念される多自然地域における地域の自主的・主体的な取組を支援し、気候変動による影響も考慮しつつ、様々な担い手による自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を推進する。また、環境先進県・兵庫として、再生可能エネルギーの導入拡大や、都市の低炭素化を図り、エネルギーを効率的に利用するスマートシティの構築に向けた検討を進めるなど、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現を目指すとともに、エネルギー資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、本県における多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史・文化を持つ個性的な地域形成による居住地としての魅力の向上や県外、国外を含めた地域間交流の促進による地域の活性化など、地域資源を生かした魅力ある都市づくりにより、「多自然居住」、「二地域居住」など、地域と地域の交流や連携を促進する。

これらに加え、美しい農山漁村、集落や魅力ある水辺空間など、地域の個性ある美しい自然景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。なお、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設については、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、良好な生物生息環境の保全・回復を進め、生物多様性

の確保に努めるとともに人と野生動物との調和のとれた共存を目指し、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進める。水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

(c) 産業競争力を強化し、人や企業・資本が流入する兵庫をつくる県土利用

本格的な人口減少社会を迎え、地域が持続的に発展していくための地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を促す観点から、本県の有する世界最高水準の先端科学技術基盤と優れたものづくり技術、国際性豊かな暮らしやすい質の高い生活環境や、関西圏国家戦略特区による規制緩和等を活用して、産業競争力の強化を図るとともに、国内外からの企業立地や投資、人材の誘致の促進に向けた土地利用を戦略的に進める。

その際、先端科学技術基盤の産業利用による新技術・製品の開発や高度人材の育成支援、産学官連携による共同研究開発の促進等に取り組むとともに、三大都市圏からの本社機能の移転や既存企業が行う県内拠点の維持・拡張等を支援するほか、グローバル企業の立地を促進する。さらに、兵庫の持つ地域資源や産業等の強みを活かした政府系関係機関の誘致を推進する。また、今後の都市づくりにおいて中心的な役割を担う民間投資の適切な誘導、公共投資におけるPPP等による民間活力の活用を図るとともに、地域間連携や地域活性化の促進を強化する公共交通、ICTインフラ等の基盤整備を進める。

農林水産業については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な土地管理を行うとともに、農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備・保全や農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、地域の活性化と雇用創出、耕作放棄地の発生防止及び解消と効率的な土地利用を図る。その際、本県の多様な気候・風土に根ざした多彩で評価の高い農畜水産物の生産拡大や、神戸・阪神地域の大消費地を擁し、多くの消費者・実需者を有する本県の強みを最大限に活かした都市近郊農業の展開を図る。

「県産県消」が農林水産業・農山漁村を支え、多面的機能の維持保全や将来的な食料の確保につながるという、県民の意識醸成を目指すことも重要である。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進め、伐期を迎えた人工林を積極的に利活用するための新たな木材需要の開拓と持続的林業経営を担う高度人材の育成に取り組む。

(d) まちの賑わいを創出する県土利用

県内各地域における優れたまちなみ景観、歴史、文化を活かし、まちとしての魅力の向上や地域間交流の促進による活性化を図るため、地域の特性に応じたきめ細かな土地利用を進める。

人口減少、超高齢社会下においては、大都市、地方都市等、圏域ごとに産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することによる持続可能な県土構造の実現を目指す。また、地域の核となる都市公園や地域に存する低・未利用地や空き家等の未利用資産を有効活用すること等により、地域活力の向上と土地利用の効率化を図る。その際、地域のイニシアティブ（主導）による魅力的な都市づくりを図るため、住民、事業主、地権者等によるエリアマネジメントの取組を推進するとともに、商店街の商業機能と地域のコミュニティ機能等の維持・活性化にも配慮する。

特に、グローバルな都市間競争に直面する都市部等においては、国際競争力強化の観点から、生産性を高める土地の有効利用・高度利用を進めるとともに、都市環境を改善し安全性を高める土地利用を推進していく。

また、誰もが安心して暮らし、元気に活動できるユニバーサル社会の実現を推進する。

(e) 地域に根ざした観光・ツーリズムを振興する県土利用

本格的な人口減少社会における地域経済の活性化のためには、観光など交流人口による消費の拡大が重要である。このため、観光と農・食・健康関連産業の連携による農業・漁業体験等を活用した都市部と農村部の交流を図るグリーンツーリズムや、世界遺産や日本遺産、ダイナミックな自然の姿など歴史的景観や優れたまちなみ等によるオリジナリティー等をもった滞在・体験型ツーリズムを展開する。また、多様な国・地域から外国人旅行者を誘致するためのdestination（旅行目的地）としての兵庫の魅力や魅力を直接海外に発信し、兵庫を訪れる外国人旅行者の安全・安心・快適な受け入れ基盤を整備するとともに、観光資源をネットワーク化した長期滞在型の広域観光周遊ルートの形成等に取り組み、世界に誇るひょうごオンリーワン資源を活かした観

光・ツーリズムの振興に資する県土利用を図る。

b 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要がある。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となる。

県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水循環の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮する。今後は、自然と調和した防災・減災の促進、地域の核となる都市公園や地域に存する空き家等の未利用資産の有効活用による地域活力の向上など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要である。

また、森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。一方、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の耕作放棄地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努める。

c 多様な主体の参画と協働による県土マネジメント

これらの取組は、県等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現される。県土利用については、広域にわたる影響、地域内外の多様な主体との関わりが増大、身近な生活空間の管理に参加しようとする意識の高まりなど、様々な関係性の広がりや多様な主体の関わりが増大しつつある。こうした状況を踏まえ、地域住民や市町など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、さらなる地域主体の取組の促進が重要である。

特に、県土管理については、このような地域による取組を基本としつつ、県土の多面的な価値に応じた公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進める。急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一端を担う多様な主体の参画と協働による県土マネジメントを進めていくことが、一層、重要となる。

なお、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

(2) 地域類型別・利用区分別の県土利用の基本方向

ア 地域類型別の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市地域と多自然地域（農山漁村及び自然維持地域）の県土利用の基本方向を、以下のとおりとする。なお、各地域が産業、医療・福祉、商業等の諸機能を分担・相互連携するとともに、地域間を交通ネットワークで結び、地域全体で多様な機能を分担・確保する地域連携型の持続可能な県土構造の実現を目指す。

(7) 都市地域

市街地については、既に都市機能が集積している地区内において、機能の更新・充実を図るとともに、低・未利用地や空き家等の有効活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などにより、土地利用の効率化を図るほか、地域活力が低下している市街化調整区域における地区計画制度や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等により、地域の実情に応じた計画的なまちづくりを進める。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、都市機能の耐震化や災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所における土砂災害対策等により、安全性の向上を推進していくことも重要である。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水対策等が不十分な地下空間が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、主な都市機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保、防潮堤等の整備・沈下対策、防潮水門の耐震化等の津波対策等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

あわせて、河川や下水道の整備等の「ながす」対策に加え、雨水を一時的に貯留し流出量を抑える「ためる」対策、浸水被害を小さくするための「そなえる」対策を組み合わせ、流域全体で「総合治水」を推進するほか、県土の骨格を形成し、広域的な地域間連携と交流を促進するとともに、災害時の復旧・復興を迅速化する基幹道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消に努める。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図るとともに、公共施設等のバリアフリー化の推進によるユニバーサル社会づくりや、都市機能を高める“ひょうご都市ブランド”づくりの推進を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな自然と利便性が共存する関西屈指の居住環境のさらなる創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

その他、都市機能の集積度や経済圏域の広さなどにより相違する基本方向は、以下のとおりとする。

a 大都市圏^{*1}

大都市圏にあつては、文化、歴史、観光、産業等の蓄積された豊富な資源を活用するとともに、有機的な交通ネットワークによって、広域的な都市間の交流や連携を図りながら高度で多様な都市機能の強化を図り、地域経済を牽引する拠点を形成することにより、効率的な土地利用を図る。

また、国際競争力強化の観点から、必要な業務機能が集積できるよう土地の有効利用・高度利用を図るとともに、海外からも人や企業を呼び込む魅力ある都市空間の形成に向けた基盤整備、良好な業務空間、居住空間の確保、魅力あるにぎわい空間の形成及び国内外との良好なアクセス交通の確保を図る。

既存市街地においては、再開発や地下空間の活用等により土地の高度利用を図るとともに、大規模集客施設の適切な立地誘導やまちの回遊性を高める空間整備等により、都市の魅力と活力の向上を図り、あわせて既存住宅ストックの活用等による移住・定住の促進を図る。

ヒートアイランド現象を改善するため、人間活動から排出される人工排熱の低減、地表面の被覆の改善、交通流対策と物流の効率化の推進や公共交通機関の利用促進、うるおいのある都市空間の形成や熱環境改善等のための緑地・水面等の自然環境の確保・改善及び効率的な配置、建築物の屋上緑化やグラスパーキングによる緑の創出など、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

美しくゆとりある都市環境を創出するため、まちなみ景観の連続性の確保やゆとりある空間の創出、密集市街地の改善など、安全性や生活環境の向上を図る。

b 準大都市圏^{*2}

準大都市圏にあつては、大都市圏と連携し、高度な都市機能の維持・充実を図りつつ、公共交通機関を含む交通ネットワークの強化や交通手段の利便性の確保を推進するとともに、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

既存市街地においては、再開発等により土地の高度利用を図るとともに、大規模集客施設の適切な立地誘導や空き地・空き施設の利活用等により、地域の都市核としての機能とにぎわいを確保する。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制し、あわせて高齢者等が「歩いて暮らせるまち」の形成を図る。

健全な都市環境を形成するためには、住居系、商業系、業務系等の多様な機能のバランスよい配置や健全な水循環の維持又は回復、資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地や水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

美しくゆとりある都市環境を創出するためには、大規模建築物等の景観への配慮や周辺との調和、密集市街地の改善等による安全性や生活環境の向上を図る。

また、急激な人口減少及び高齢化により地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンの

再生や、投資促進・規制緩和等による産業の立地促進、既存企業の流出防止にも取り組む。

c 地方都市圏^{※3}

市町合併により複数の拠点を有する地方都市圏にあつては、コミュニティレベルでの医療・福祉、商業等の日常生活に必要なサービスの充実を図りつつ、近隣都市や周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、それぞれの拠点地区で不足している都市的サービスを相互に補うため、各地域とのネットワークの強化により、地域間のつながりを確保し、相互連携や交流の促進を図ることが重要である。

健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

緑豊かな自然や歴史的なまちなみなど、地域の特性や資源を生かしながら人と自然が調和した都市景観の形成を図るとともに、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

また、新たな土地需要がある場合には、地域の実情を踏まえつつ、既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

※1 大都市圏：瀬戸内臨海部に位置し、地域を越える広域的な圏域を持ち、複合的な都市機能の集積度が特に高い市街地を形成する都市

※2 準大都市圏：大都市に近接し、地域全体を対象とした都市機能が一定以上集積している市街地を形成する都市

※3 地方都市圏：多自然地域の魅力を有し、日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を形成する都市

(4) 多自然地域

a 農山漁村地域

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や、都市との交流や地域の資源を活用したコミュニティ・ビジネスの推進など活力ある農山漁村づくりを進める。また、木質バイオマス発電燃料等の新たな需要に対する県産木材の安定供給を図り、多くの森林が伐期を迎えた豊富な人工林を積極的に利活用するため県産木材利用の普及促進に取り組むとともに、需要拡大に対応するための担い手となる人材を育成する。これらを通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。

さらに、神戸・阪神地域の大消費地を擁し、多くの消費者・実需者を有する本県の強みを最大限活かし、農業・農村における総生産の拡大を図るとともに、地域特性に応じたほ場整備や用排水路等の整備、排水改良など農作業の効率化と田畑転用が可能となる水田の汎用化の促進、老朽化の進む農業水利施設の長寿命化や管理体制の強化により、農業の競争力強化に向けた生産基盤の整備と保全に取り組む。

このような取組に加え、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応（森林奥地の餌場の確保など）、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全、漁村における水産資源の持続的な利用を図るための資源管理型漁業を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理する。

特に、地域活力の低下が懸念される地域においては、県土保全機能など、農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた公益機能を継承する人材の確保を図り、森林の公的管理や都市住民も一体となった整備手法を構築するなど、地域の自主的・主体的な取組を支援し、都市との機能分担や多自然地域の再生、兵庫ならではの暮らし方（楽農生活、定年就農、都市部・多自然地域の二地域居住等）を促進し、これらの地域に暮らす人々の生活を成り立たせる条件整備などの総合的な施策を展開する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害時のエネルギー

不足のリスク低減及び被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。また、災害時における孤立集落の発生を防ぐための道路交通機能の強化を図るとともに、緊急性の高い箇所山地防災・土砂災害対策、農地やため池の持つ防災機能を高めることによる災害に強い農山漁村づくりを推進する。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。中山間地域においては、近隣都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。また、生活環境や情報基盤の整備が遅れている漁村地域において、安全で快適な生活空間の確保を図る。

なお、生態系ネットワークを形成する観点から、環境創造型農業の推進や水田、河川の自然再生、里山の整備、海岸の保全・再生、健全な水循環の維持又は回復等、都市と農山漁村との適切な関係を構築し、人と自然が共生する地域の創造に努める。

b 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、在来種保全の観点を中心として外来種の侵入の防止に努めるとともに、農林水産業への野生鳥獣被害等の防止（森林奥地の餌場の確保など）を図りながら、人と野生生物との共生を目指すほか、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、企業の森づくりや森林ボランティア・リーダーの育成など、パートナーシップによる森林保全活動を進めるとともに、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

イ 利用区分別の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は、以下のとおりとする。なお、この基本方向の推進に当たっては、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する。

(7) 農地

農地は県民生活を支える食料等の生産基盤であることから、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。また、集落全体での共同活動等、里地としての不断の良好な管理を通じて県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境創造型農業など環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農村における集落営農組織、大規模経営体等への農地集積の加速化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討する。また、女性や高齢者など集落内の人材、集落外の大規模農家や企業、U J I ターン者等の参画による集落の活性化についても検討する。

市街化区域内農地など都市農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用により、都市と緑・農の共生を図る。

(8) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備を進め、森林の多面的機能を持続的に発揮させる豊かな森の保全・再生を図るほか、山地防災・土砂災害対策についてさらに推進する。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進する。さらに、社会全体で森林を支える仕組みを構築し、所有者の適正な管理に加え、県民や企業など多様な主体による整備及び保全についても促進することにより、森林を守り、育て、

活かし、広げる県民総参加の森づくりを推進し、里山の適切な管理を図る。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、この機会をとらえ、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう、木質バイオマス発電燃料等の新たな需要に対する県産木材の安定供給や利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、作業道を含めた森林の整備及び保全を推進する。

スギ・ヒノキ人工林については、公的管理の充実による多面的機能の高度発揮や林業生産サイクルの円滑な循環による持続可能な循環型林業を確立し、適正な利用を図る。

林業経営として収益を確保することが難しい森林にあっては、広葉樹の植栽や天然更新による広葉樹林化等、省力的な管理が可能な森林への誘導を図る。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図り、都市と緑・農との共生を目指す。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

(g) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、台風や集中豪雨による浸水被害に対する総合的な治水対策や治山ダムや砂防えん堤等の整備による土砂災害対策を推進する。

さらに、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生・調和に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、美しい水と緑にあふれる魅力ある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

(h) 道路

一般道路については、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性の確保を図るため、県土の骨格を形成し、県全体の発展基盤となる高規格幹線道路や地域高規格道路などで構成する「高速道六基幹軸」等とこれらを補完する幹線道路を始めとした暮らしと交流を支える道路網の整備を進め、必要な用地の確保を図る。

さらに、「つくる」から「つかう」への視点に立ち、既存ストックを有効活用するなど効率的及び効果的な整備を進め、既存用地の持続的な利用を図る。

これらの整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、「つくる」から「つかう」への視点に立ち、既存ストックを有効活用するなど施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

(i) 宅地

a 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成する。その際、地域の状況を踏まえつつ、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低・未利用地の有効利用及び空き家を含む既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保する。

また、急激な人口減少及び高齢化による地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンにおいては、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

さらに、災害時においても早期復旧による適切な住宅地利用が継続されるよう、「被災者生活再建支援制度」及び「地震保険制度」の活用、「住宅再建共済」への加入促進等により、自助、共助、公助が一体となった効果的な住宅再建の支援システムを構築する。

b 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等ともなう工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

また、工場移転や業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

さらに、企業立地の促進のため、地域活力が低下している市街化調整区域における地区計画制度や特別指定区域制度の活用、開発許可制度の弾力的運用等により、地域の実情に応じた計画的なまちづくりを進める。

c その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、必要に応じた集約や市街地の縮小、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や地域景観との調和等に配慮しつつ、まちづくりに関する計画と整合した適正な立地誘導を図る。なお、地域のコミュニティ機能等を維持・活性化させるため、商店街の再生と都市空間再編を一体的に展開する。

(h) その他

a 文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、景観形成等周辺環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再生利用やまちなか立地に配慮する。

b 公園・緑地については、人々に潤いとゆとりをもたらす憩いの場であり、自然環境の保全や良好な地域環境の形成、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担っていることから、緑地の推進や緑地の保全を図りながら必要な用地を確保する。また、施設の計画的・効率的な老朽化対策と合わせ、ニーズの変化に対応したリノベーションを推進する。

c レクリエーション用地については、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮するとともに、スポーツに対する県民の高い関心のなか、スポーツ振興を通じて健康づくりや地域での世代間交流の促進が図られるよう配慮する。

なお、ゴルフ場用地については、自然環境へ与える影響が大きいことから、引き続き開発行為を抑制する。

d 低・未利用地のうち、工場跡地など、都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図る。特に、高速道路インターチェンジ近くの低・未利用地は、物流拠点用地等として活用する。

農村部において、優良農地のうち耕作されていない農地は、農地としての有効活用を図る。また、耕作放棄地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図る。中山間地域等の再生困難な耕作放棄地については、それぞれの地域の状況に応じて新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生（山林等）を含め農地以外への転換を推進する。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図る。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

露天駐車場、資材置場等については、周辺の景観との調和等を踏まえ、地域の実情に応じた計画

的かつ適切な活用を図る。

太陽光発電施設については、再生可能エネルギーの導入課題を踏まえ、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮し、地域社会の理解を得ながら適切な導入及び土地利用を図る。

- e 沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。その際、環境の保全と利用者の安全を確保した親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮する。

なお、沿岸域の埋立てについては、環境の保全、漁場環境の維持等に十分配慮して慎重に行う。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに、良好な景観を保全・再生する。併せて漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進める。

(3) 地域別の県土利用の基本方向

地域の区分は、自然的、社会的条件等を考慮して、神戸・阪神地域、播磨地域（東播磨・西播磨）、但馬地域、丹波地域及び淡路地域の5地域とし、前述の地域類型別の基本方向を踏まえた地域別の基本方向は、以下のとおりとする。

なお、各地域の個性や特性を生かした地域づくりにあわせて、異なる価値観を持つ多様な主体が認め合い、補い合って真に豊かな暮らしを実感できる自律・分権型の成熟社会を切り拓き、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現をめざした多彩で魅力ある県土利用を図るものとする。

ア 神戸・阪神地域

神戸・阪神地域は、行政、商業・業務、居住、教育、文化等の様々な機能が集積し、高次で複合的な都市機能を有する地域として発展してきたが、阪神・淡路大震災では、都市機能を集中させてきた中心市街地が被災し、地域全体が機能不全に陥り、大規模な自然災害の前で都市は脆弱な一面を持つことが認識された。

震災で多量の社会資本と産業ストックが失われたことにより、定住人口の流出や産業経済の空洞化が生じたが、震災から20年以上が経過し、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など、被災地の復興は着実に進んできた。

今後も、震災から得た経験と教訓を十分に踏まえたインフラ整備を始め、福祉コミュニティの形成、芸術文化機能の充実、既存産業の高度化、新産業の立地を図り、都市機能を計画的に分散配置するなど、質の高い豊かな都市環境を更に充実させながら、自然と共生した安全・安心で快適な都市環境の創造を図る。

このため、市街地においては、循環型社会の構築を図るため、既存都市施設ストックの活用にも配慮するとともに、三宮駅周辺地区においては、交通・商業・業務等の中枢機能をもつ兵庫の玄関口にふさわしい街として再生し、まちの賑わい創出を推進する。

大規模工場等の跡地においては、その立地条件を活かした土地利用転換を促進し、良好なまちづくりを実現する。

臨海部の埋立地、遊休地においては、ウォーターフロントとしての立地を活かした住宅・商業・業務等の機能を併せ持つ次世代産業の先導的事業としての基盤整備や既存産業の高度化、新産業の育成・創造、医療産業都市構想の推進など、新しい経済交流拠点づくりや失われた環境の回復をめざす。その際、神戸ポートアイランド地区においては播磨科学公園都市との間で最先端科学技術基盤の連携を促進するとともに、関西圏国家戦略特区の規制緩和を活用するなど、海外からの投資等の誘致を図る。

尼崎臨海地域においては、自然環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎21世紀の森づくり」を推進する。

内陸部においては、都市近郊に広がる緑豊かな自然環境を保全しつつ、魅力ある生活空間を持つ居住環境の維持に努めるとともに、自然環境の保全・活用により市街地空間と田園・山麓空間との一体性を活かしたまちづくりを進める。また、急激な人口減少及び高齢化による地域活力の低下が懸念されるオーールドニュータウンにおいては、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

都市近郊の森林については、身近で貴重な緑資源として適正な保全と利用を図るとともに、特に六甲山系や北摂連山においては、都心に近接する豊かな自然環境を活用して、自然とのふれあいや環境学習、

エコツーリズム、「北摂里山博物館構想」等を推進し、多くの人々が集い、憩い、人と自然が共生する空間づくりを進める。

なお、市街地に隣接する六甲山系南側・東側山麓部において、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境や景観の保全・創出を図るため、六甲山系グリーンベルトの整備を進める。また、大都市近郊に位置し、夜景が綺麗で自然豊かな関西唯一の避暑地である六甲山は、神戸のみならず兵庫の代表的な観光資源の一つであり、自然環境を極力損なわない形で、利活用に積極的に取り組む。

市街化区域内農地など都市農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を視野に入れつつ有効利用を図るとともに、公園・緑地、市民農園等の公共的利用も図る。特に生産緑地については、生鮮農産物の供給基地、緑地空間、防災空間など多面的機能を発揮する空間として都市環境との調和を図りながら保全する。

一方、都市近郊の農村においては、都市近郊農業の振興を図るため、農地の整備と生鮮農産物の生産など利用の効率化を進めるとともに、農村集落の良好な環境を保全するため、農地、農業用施設の維持・管理を図る。

イ 播磨地域（東播磨・西播磨）

(7) 東播磨地域

東播磨地域は、県下最大の河川である加古川を有し、山から海まで多彩な自然が存在する。

また、都市と農村の連たん、地場産業の象徴である「ものづくり産業」の拠点、伝統的な農村などの様々な様相が変容しつつある一方で、自然に恵まれたゆとりある土地空間を有効利用し、環境と調和しながら持続的に発展する新しい地域づくりやアクセスの良さを生かした大きな交流の舞台づくりの可能性を持つ地域である。

したがって、「水辺・ものづくりのまちで生きる」及び「ひょうごのハートランド」をめざす理念のもと、地域の様々な資源と都市との交流接点を活かして地域づくりに取り組むとともに、他地域との交流や物流の基盤となる東西方向や南北方向の交通の円滑化を図る。

こうしたことから、内陸部においては、主として農林業的土地利用がなされてきたが、広域幹線道路の整備等にもない、教育、文化、観光・レクリエーション等の様々な施設立地が進んでいる。

あわせて、産業、教育、研究、居住等の複合機能都市圏の形成のため、ひょうご情報公園都市の活用や、医療・健康・福祉の集積を目指す「小野長寿の郷（仮称）構想」の実現、同構想隣接地での企業立地の促進や雇用の確保のための新たな土地活用を推進する。さらに、災害時における全県を対象とした広域防災拠点、あるいは、平常時の県下のスポーツ拠点としての三木総合防災公園の利活用を図り、人と防災と自然環境の調和した地域形成を図る。また、急激な人口減少及び高齢化による地域活力の低下が懸念されるオールドニュータウンにおいては、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

臨海部においては、神戸・阪神都市圏の外延化の影響を受け、工業化、都市化により都市的土地利用が進んでおり、近年は、東西方向の交通網の発達から、神戸・大阪方面への通勤圏の拡大も進んでいる。また、播磨地域全体が一つの生活圈・経済圏として一体化が進展している。

したがって、臨海部の市街地においては、新産業の立地、住宅地、商業・業務用地等の必要な都市的土地利用への対応を図るとともに、産業の高付加価値化や構造変化への的確な対応、都市機能の充実、生活環境の向上のため、南北方向のみならず東西方向の道路を始め、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、震災の教訓を踏まえながら安全・安心で良好な市街地の形成を図る。

さらに、臨海部の市街地の周辺等においては、地域全体が“水辺を主役とした博物館”となる新しい地域づくりを進める「いなみ野ため池ミュージアム」や産業と地域の活性化、にぎわいのある水辺空間の再生と創造を図る「高砂みなとまちづくり構想」などを推進する。

一方、内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、農地の良好な管理と森林の適切な整備・保全を進め、豊かな自然と調和した地域づくりをめざす。

河川、海岸、ため池等の水辺については、利用者の安全を確保しつつ、有効利用による親水性の確保や野生生物の生息・生育などの生態系等に配慮した公園・緑地等の整備を進める。

(8) 西播磨地域

西播磨地域は、商工業が点在した都市部を有する南部臨海地域と自然豊かな農山村を持つ中北部か

らなる広大な地域である。また、中国山地から流れ出した市川、揖保川、千種川の3本の河川によって形成される田園風景や伝統・歴史・文化を育んだ個性豊かな流域生活文化圏域を持つ地域である。

今後は、自然、歴史などの地域資源や地域活力の基盤となる産業等を活かした誇りの持てるふるさとづくりや人の輪を大切に広域的な交流を活発に進める。また、防災面にも配慮された安全・安心で暮らしやすく快適な生活空間を築き上げるとともに、経済面における地域活力の維持・向上に取り組み、人と物と情報が行き交う西播磨交流都市圏づくりを進める。さらに、産業活動、物流面で関連の大きい東播磨地域との一層の連携を図ることが重要である。

このため、臨海部の市街地においては、先端技術産業用地、住宅地、商業・業務用地等の必要な都市的土地利用を推進していくこととする。また、産業の高付加価値化や構造変化への的確な対応、都市機能の充実、生活環境の向上を図るため、南北方向と併せて東西方向の道路を始め、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新を行い、自然と共生した安全・安心で良好な都市環境の形成を図る。

一方、内陸部においては、農林業の振興を図るため、地域環境や高齢化の進展に配慮しつつ、農地の良好な管理と森林の適切な整備及び保全を進め、豊かな自然と調和した地域づくりをめざす。

また、播磨科学公園都市については、神戸ポートアイランド地区との高度技術化産業の集積した地域間相互の連携や関連産業の集積を促進するとともに、拠点としてのまちづくりを推進し、人と自然と科学の調和した地域の形成を図る。

さらに、瀬戸内海の温暖な気候と森林や海岸等の豊かな自然を活かし、観光やレクリエーション等の多様な交流ゾーンとしての地域整備を進める。

ウ 但馬地域

但馬地域は、豊かな森、川、そして海等の優れた自然環境を有しており、これらの豊かな自然を活かした観光・レクリエーション産業や家具、靴等の地場産業、農林水産業を中心に発展してきたが、都市的利便性・サービスに対するニーズもある。

今後は、引き続き、農林水産業の振興を図りつつ、環日本海交流における県の玄関口として、豊かな自然を舞台とした交流基盤や自然と調和した都市的魅力を有する生活基盤の整備を図る。

このため、広域交通体系の整備、住宅地、教育研究施設の整備等の必要な都市的土地利用を推進するとともに、中核となる都市においては、教育、文化、情報通信等の都市機能の充実、保健・医療・福祉の一体的推進に資する施設の整備、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、安全・安心で良好な市街地の形成を図る。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進する。

一方、農山漁村においては、流通や加工過程を含め付加価値の高い地域特産物の生産活動に必要な6次産業施設の整備を図るとともに、農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全を図り、あわせて、生活環境の向上のための都市基盤施設の整備や、養父市中山間農業改革特区の規制緩和を活用した農地の流動化を促進する。

また、山陰海岸ジオパークに代表される海岸、森林、温泉、二次的自然としての農地等の多彩で豊かな自然資源の保全と活用に努め、地域のシンボルであるコウノトリの野生復帰事業をはじめとして、住民や各種団体、行政の協働のもと、名実ともに「あしたのふるさと但馬～コウノトリ翔る郷～」として地域をあげた取組を進める。

さらに、冬季においても快適な生活を維持するため、雪に強い道路整備など、利雪を含む総合的な凍雪害対策を進める。

エ 丹波地域

丹波地域は、田畑や里山、伝統的な建物からなる田園風景が残り、「日本のふるさと」とも言える美しい景観を呈している。また、丹波の自然は、そこに住む人々はもちろん、隣接する阪神都市圏等の人々に対して、余暇活動の場を提供するなど、重要な役割を担っている。

したがって、緑豊かな自然や伝統文化を守り活かしながら人と自然と文化が調和した地域づくりをめざすこととしている「丹波の森構想」を推進し、ゆとりとうるおいのある生活空間の形成を図るとともに、都市との交流による効果を地域の活性化につなげることが必要となっている。

このため、観光・レクリエーション産業を振興し、住宅地、産業・業務用地等の必要な都市的土地利用を自然との調和に配慮しながら推進することとし、都市機能の充実、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新によ

り、安全・安心で良好な市街地の形成を図る。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進する。

また、農林業の振興のため、農地の良好な管理により、盆地特有の気候や風土を生かした地域特産物を育成し、環境創造型農業や交流型農業を進めるとともに、森林の適切な整備・保全を図る。

さらに、豊かな自然資源やすぐれた伝統文化を活かし、都市住民との様々な交流活動の展開やリピーターの確保、更には、定住へとつなげることによる地域活性化を図るため、「たんば移住・環流プロジェクト」を推進する。

オ 淡路地域

淡路地域は、豊かな自然に恵まれた優れた景観を有し、農業・畜産業、漁業が盛んであるとともに、“国うみ伝承”に彩られた歴史、淡路人形浄瑠璃等の伝統文化、全国的に知られる瓦・線香に代表される地場産業など、多様な地域資源に恵まれた観光交流の島でもある。

関西国際空港や明石海峡大橋、神戸空港などの交流基盤が整うなか、地域特性を活かし、自然環境と調和した住み良い生活空間と多彩な交流空間の形成を進めている。

平成12年に淡路花博「ジャパンフローラ2000」を開催し、阪神・淡路大震災からの創造的復興をめざす姿をアピールするとともに、花と緑の存在が、豊かなライフスタイルの創造や人と自然の調和を実現していく島づくりを支える象徴として再認識した。平成27年には「人と自然の共生のステージ」をテーマに、淡路花博2015「花みどりフェア」を開催し、花と緑に加え、「あわじ環境未来島構想」の取組や多彩な食の魅力などを発信した。

今後は、「環境立島あわじ～人と自然の豊かな関係をきずく“公園島”へ～」を目標に、持続可能な社会の実現を目指す。

このため、市街地においては、都市機能の充実、生活環境の向上のための道路、公園・緑地、河川、下水道等の環境共生に配慮した社会基盤施設の計画的な整備や維持管理・更新により、安全・安心で良好な市街地の形成を図る。あわせて、地域産業の活性化、雇用の受け皿創出を図るため、企業立地を促進する。

農山漁村においては、技術革新、生産流通施設の近代化等による都市近郊農業の振興や水産業の活性化を図るため、農地、森林及び漁港の良好な管理と適切な整備・保全を図り、あわせて、生活環境の向上のための社会基盤施設の整備を進める。また、農地やため池の持つ防災機能を高めることにより、災害に強い農村づくりを進める。

なお、自然維持地域等においては、再生可能エネルギーの利活用による環境保全や循環型社会の実現を目指す。また、外来種の駆除、自生種による緑化活動、放置竹林や里山・里海の整備など生物多様性を保全する取組を進める。

さらに、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、南海トラフ地震被害の軽減を図る。

2 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は平成37年とし、基準年次は平成26年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成37年において、それぞれおよそ538.5万人、およそ230万世帯と想定する。

ウ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく平成37年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

農地については、農用地区域外での宅地、道路等への転用が見込まれるものの、作付・再生可能な耕作放棄地は農地として積極的活用を図るものとし、森林については、適切な整備及び保全を図る。

水面・河川・水路については、ダムの整備による増加とため池や水路の減少、道路については一般道路及び林道の整備による増加と農道の減少が見込まれる。

宅地のうち、住宅地については、世帯数が計画期間中に減少に転じ、空き家を含む既存住宅の利活用が進むことが想定される。工業用地については、企業立地を促進すべく、未分譲工業用地の有効利用を

図るものとし、その他の宅地については、土地利用の高度化を図りつつ、必要な用地を確保する。
 表 県土の利用区分ごとの規模の目標 (単位：ha)

地 目	実績値 平成26年	目標値 平成37年	構 成 比		増 減
			平成26年	平成37年	
農 地 (優良農地 ^{※1})	75,420 (62,098)	73,950 (62,500)	9.0% (7.3%)	8.8% (7.4%)	△ 1,470 (402)
森 林	560,090	558,190	66.7%	66.4%	△ 1,900
水面・河川・水路	32,250	32,190	3.8%	3.8%	△ 60
道 路	34,970	35,380	4.2%	4.2%	410
宅 地	65,650	66,200	7.8%	7.9%	550
住 宅 地	37,780	37,940	4.5%	4.5%	160
工 業 用 地	7,670	8,060	0.9%	1.0%	390
その他の宅地	20,200	20,200	2.4%	2.4%	0
そ の 他	71,710	74,280	8.5%	8.8%	2,570 ^{※2}
県 土 面 積	840,090	840,190	100.0%	100.0%	100
市 街 地	58,360	55,600	7.0%	6.6%	△2,760

(注) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成26年欄の市街地の面積は、平成27年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

※1 農業振興地域整備基本方針に定める農業振興地域の農用地区域内において確保すべき農地

※2 非農用地化された雑種地、空き地、太陽光発電施設用地等

(参考) 森林面積について(平成26年)

本県の県土利用の約2/3を占める森林については、民有林が約95%を占めており、そのうち天然林が半分強、人工林は4割程度である。樹種別では、人工林についてはスギ、ヒノキが大半を占めており、天然林については広葉樹の方が針葉樹より多い。所有形態別では、個人所有が過半を占める。

(単位：ha)

	計	国有林	民有林								
			小計	人工林				天然林		その他	
森林面積	560,090	29,180	530,910	221,630				294,870		14,410	
構成比	100.0%	5.2%	94.8%	39.6%				52.6%		2.6%	
樹種別			(民有林)	スギ	ヒノキ	マツ	その他	針葉樹	広葉樹	竹林	無立木地等
			530,910	109,130	92,270	17,360	2,870	80,210	214,660	3,180	11,230
構成比			100.0%	20.6%	17.4%	3.3%	0.5%	15.1%	40.4%	0.6%	2.1%

所有形態別	(民有林)	県	市町	財産区	慣行共有 ※1	個人	公社 ・森総 ^{※2}	会社 ・その他
		530,910	6,820	35,200	7,870	78,020	275,440	44,910
構成比	100.0%	1.3%	6.6%	1.5%	14.7%	51.9%	8.5%	15.6%

※1 慣行共有：民法上の入会権、地方自治法上の旧慣使用権によって使用収益している山林などを保有する集団を総称したもの

※2 森総：国立研究開発法人森林総合研究所

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準ずるものとする。平成37年における地域別の人口は、神戸・阪神地域では、320.6万人、播磨地域では、177.9万人、但馬地域では、16.6万人、丹波地域では、10.3万人、淡路地域では、13.1万人程度を前提とする。

ウ 平成37年における県土の利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりである。

これらの数値については、イで前提とした地域別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることに留意しておく必要がある。

(単位：ha)

地 目	神戸・ 阪神地域	播磨地域	但馬地域	丹波地域	淡路地域	合計
農 地	7,750	35,750	11,000	9,910	9,540	73,950
森 林	54,840	231,960	175,690	65,090	30,610	558,190
水面・河川・水路	5,900	16,640	4,910	2,430	2,310	32,190
道 路	10,250	14,740	4,390	2,840	3,160	35,380
宅 地	24,240	31,590	4,170	3,170	3,030	66,200
住 宅 地	14,640	17,110	2,400	2,020	1,770	37,940
工 業 用 地	2,330	5,270	160	230	70	8,060
その他の宅地	7,270	9,210	1,610	920	1,190	20,200
そ の 他	17,780	28,760	13,170	3,640	10,930	74,280
県 土 面 積	120,760	359,440	213,330	87,080	59,580	840,190

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要がある。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施する。なお、本計画は、県、市町などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現される。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と協働と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものである。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用、並びに本計画、市町計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る。特に、土地利用基本計画は個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画であり、間接的な規制規準としての役割を果たすものである。従って、同計画において県は、地域が主体となった土地利用を推進するため、地域の実情を熟知した基礎自治体である市町の意向を十分踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体等、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行う。

(2) 21世紀兵庫長期ビジョンを基調とした地域整備の推進

地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な

発展を図ることを通じて、県土の均衡ある発展を図る。

そのため、「21世紀兵庫長期ビジョン」を基調として、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図る。

その際、「兵庫県地域創生戦略」に則り、兵庫らしい地域創生に取り組むものとするほか、事業計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面等について総合的に配慮する。

(3) 県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、河川、砂防、港湾等の県土保全施設の整備と維持管理を推進する。

また、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進する。加えて、地域防災力向上の観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動等を推進するとともに、阪神・淡路大震災等、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、「災害文化」の確立を図る。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進する。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図る。

ウ 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図る。また、災害時の復旧・復興を迅速化する基幹道路ネットワークのミッシングリンクの早期解消を図ること等により、県土レベルでの多重性・代替性を確保する。

エ 都市における安全性を高めるため、市街地等において、地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進める。

(4) 持続可能な県土の管理

ア 人口減少下においても持続可能な都市の形成に向け、都市施設の整備・管理や土地利用の合理化等を推進する。その際、誰もが安心して暮らし、活動できるユニバーサル社会の実現に向け、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、優れた景観や地域資源を有する地方都市において、都市機能の更新・集積等により、地域の賑わいを生み出す拠点や地域の住民が快適に暮らすことができる拠点づくりを進める。また、オールドニュータウンにおいては、若年世帯の呼び込みや高齢者の安心居住を支援することにより、住民が主体となり多世代が支え合う持続するまちへの再生を進める。

イ 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するほか、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援する。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講ずる。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援する。

ウ 持続可能な森林管理のため、県産木材の供給拡大に取り組むとともに、CLT（直交集成板）などの新たな木材製品の普及による木材需要の創出、施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による県産木材の安定的かつ効率的な供給体制の構築並びに再生林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を通じ、林業の成長産業化を進める。

エ 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温

暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進める。

オ 海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行う。

カ 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、まちなみ緑化の推進、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図る。また、歴史的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行う。

(5) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図る。

イ 県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、耕作放棄地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等において企業等による自主的な取組を促進させる仕組みを検討する。

ウ 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進める。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用する。これらを含めた広域圏、県、市町など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげる。

エ 自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進する。

オ 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。

カ 国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有している。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進する。また、国内はもとより訪日外国人の関心も高いことから、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国立公園などのブランドを活かした国内外の観光客の増加を図る。

キ 野生鳥獣による被害防止のため、森林奥地の餌場の確保や侵入防止柵等の整備、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進する。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行う。

ク ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図る。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組む。さらに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進める。

ケ 県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の維持又は回復を図る。

コ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を一層進める等、持続可能な資源利用を推進する。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うた

めの広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

サ 良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置や規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

シ 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、自然海岸等の保全や再生に努めるとともに、海岸及び海域の埋立てについては、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨に十分配慮するほか、代償措置の実施など環境への配慮にも努める。

(6) 土地の有効利用の促進

ア 市街地における低・未利用地及び空き家等の有効活用、企業や自治体が有する不動産の有効活用の取組の促進など、未利用資源の活用促進を図る。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、購入希望者等が条件に合う物件を容易に探せるよう市町の空き家バンク情報の一元化を図るほか、空き家等を住宅や事業所、地域交流拠点として活用するための改修支援や、ニュータウンなどの住宅エリアにおいて店舗や事務所等の立地を可能とするための用途地域等の柔軟な見直しなどを行い、利活用を促進する。また、倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家等については、除却等の措置を進める。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要である。あわせて、住宅の長寿命化や既存住宅の流通市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を進める。

イ 道路については、緊急時の高速性と円滑な交通が確保できる代替性を備えた基幹道路ネットワークの形成やこれを補完する幹線道路網等の整備による災害に強い交通体系の形成をめざすとともに、交通安全施設等の整備による安全で円滑な交通の確保、無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るほか、道路緑化等の推進により、安全で安心できる良好なまちなみ形成にも資する道路景観の形成を図る。

ウ 工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を計画的に促進することにより、経済活動のグローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、次世代成長産業の育成や企業誘致の促進、ものづくり産業の競争力の強化に努め、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進する。

エ 都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策の総合的な検討に努める。

(7) 土地利用転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。特に、人口減少下にも関わらず自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制する。

イ 大規模な土地利用転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域をも含めて、事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図る。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共施設等の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

ウ 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地利用関連制度的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図る。

(8) 県土に関する調査の推進

総合的・計画的な土地利用を展開するため、県土を総合的に把握するための国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用

を図る。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、県内の全ての市町において地籍調査が実施されるよう、地籍調査の計画的な実施を促進する。

(9) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じる。

(10) 県土マネジメントの推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、地元農産品や地域材製品の購入、「緑」を次世代に引き継ぐため、県民共通の財産である緑の保全再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組として導入した「県民緑税」、緑化活動に対する寄付等、様々な方法により県土の適切な管理に参画する「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の取組を推進する。

おわりに

本計画では、「兵庫の強みを活かした適切な県土利用」、「複合的な施策の推進と県土の選択的な利用」、「多様な主体の参画と協働による県土マネジメント」の3つの基本方針を示しているが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、長期の視点から取り組んでいくことが求められる。

また、人口減少下で、これらを実現していくためには、土地利用や県土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定される。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととする。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ網干店
所在地 姫路市網干区北新在家251
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章 男
- 3 変更事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - (1) 変更前
午前6時から午後7時
 - (2) 変更後
午前6時から午後10時
- 4 変更年月日
平成29年2月1日
- 5 届出年月日
平成29年1月31日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ豊富店

所在地 姫路市豊富町御蔭字四辻1291-2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺 西 豊 彦

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

170平方メートル

イ 変更後

202平方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	午前6時から午後7時
--------	------------

イ 変更後

荷さばき施設①	午前6時から午後10時
荷さばき施設②	午前6時から午前7時

4 変更年月日

平成29年 2月 1日ほか

5 届出年月日

平成29年 1月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年3月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日高ショッピングタウン

所在地 豊岡市日高町土居字野田367

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加栗章男

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

367平方メートル

イ 変更後

399平方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	午前6時から午後8時
--------	------------

イ 変更後

荷さばき施設①～③	午前6時から午後10時
荷さばき施設④	午前6時から午前7時

4 変更年月日

平成29年2月1日ほか

5 届出年月日

平成29年1月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ石守店

所在地 加古川市神野町石守467— 1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 神鋼不動産株式会社

住所 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号

代表者の氏名 花 岡 正 浩

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ア 変更前

公 文 康 進

イ 変更後

花 岡 正 浩

(2) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

135平方メートル

イ 変更後

167平方メートル

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	午前 5 時から午後 8 時まで
--------	------------------

イ 変更後

荷さばき施設①	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設②	午前 6 時から午前 7 時まで

4 変更年月日

平成29年 2月 1 日ほか

5 届出年月日

平成29年 1月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ揖保川店

所在地 たつの市揖保川町正條字柿ヶ坪36番 1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目 3 番52号

加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

(2) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

ア 変更前

50平方メートル

イ 変更後

82平方メートル

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	午前 6 時から午後 8 時
--------	----------------

イ 変更後

荷さばき施設①	午前 6 時から午後10時
荷さばき施設②	午前 6 時から午前 7 時

4 変更年月日

平成29年 2月 1 日ほか

5 届出年月日

平成29年 1月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン西脇寺内ショッピングセンター

所在地 西脇市寺内字天神ノ芝515番6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深 町 勝 義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小 林 護

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

204平方メートル

イ 変更後

236平方メートル

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設①、②	午前6時から午後8時まで
-----------	--------------

イ 変更後

荷さばき施設①、②	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設③	午前6時から午前7時まで

4 変更年月日

平成29年 2月 1日ほか

5 届出年月日

平成29年 1月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8条第 2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ別所店

所在地 三木市別所町高木字山ノ下638番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目 3番52号

加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置（縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	午前 6時から午後 8時まで
--------	----------------

イ 変更後

荷さばき施設	午前 6時から午後10時まで
--------	----------------

4 変更年月日

平成29年 2月 1日ほか

5 届出年月日

平成29年 1月31日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ加西南店
 所在地 加西市西笠原町字六蔵67番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
百萬石酒造株式会社	神戸市灘区大石南町一丁目3番7号	西村 泰彦
- 3 変更事項
 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(1) 変更前

荷さばき施設①、②	午前6時から午後7時まで
-----------	--------------

(2) 変更後

荷さばき施設①、②	午前6時から午後10時まで
-----------	---------------

- 4 変更年月日
平成29年 2月 1日
- 5 届出年月日
平成29年 1月31日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年3月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成29年 7月21日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ稲美店
 所在地 加古郡稲美町六分一字百丁歩1362番地50ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 キング醸造株式会社
 住所 加古郡稲美町蛸草321番地
 代表者の氏名 片 井 伸 明

3 変更事項

- (1) 駐輪場の位置（縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (2) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

98平方メートル

イ 変更後

130平方メートル

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	午前6時から午後7時まで
--------	--------------

イ 変更後

荷さばき施設①	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設②	午後10時から翌午前7時まで

- 4 変更年月日
平成29年 2月 1日ほか
- 5 届出年月日
平成29年 1月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年 3月21日から 4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年 7月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 宝塚大劇場
 所在地 宝塚市栄町一丁目 1番57号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

- 1, 717平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
729平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1, 000平方メートル以下となる日
平成29年3月1日
- 5 届出年月日
平成29年3月1日



住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に規定する兵庫県住生活基本計画の全部を平成29年3月3日付けで変更したので、同法第17条第8項において準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県住生活基本計画

1 はじめに

兵庫県は、しばしば日本の縮図に例えられるように人口、産業等が集中する神戸・阪神間の大都市地域から、豊かな自然環境や特有の地域文化を有する但馬、丹波、淡路などの多自然地域まで多様な地域が存在し、住宅政策上も異なる課題を有している。また、本県の住宅政策に大きな影響を与えた阪神・淡路大震災からの復興の取組においては、様々な教訓や次世代につながる知見が得られたほか、被災県として、積極的に防災・減災に取り組んできたところである。

今後とも、こうした兵庫県の特性を活かし、気候・風土や歴史・文化に根ざした地域の産業振興施策とも連携を図りながら、住宅政策上の課題に対応していく必要がある。

本県では住生活基本法に基づき、平成19年に「兵庫県住生活基本計画」を策定した。また、平成24年に改定を行い、住まいの安全性の確保、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保、少子高齢化への対応などの課題に対し、安全・安心、快適に暮らせる住まいづくり、多様な居住ニーズを実現する住まいづくり、地域に愛着を持って豊かで元気に暮らせる住まいづくりの3つの目標を掲げ、重点的に推進する7つの施策とその重点プログラムを設定し、様々な取組を行ってきた。

この間に改定された「まちづくり基本方針」、「住生活基本計画（全国計画）」の内容に対応するとともに、人口減少、少子高齢化の一層の進展、空き家問題の深刻化等の社会経済情勢の変化に対応した施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を改定する。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、住生活基本法第17条第1項に基づき、国の住生活基本計画（全国計画）に即して定める、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画であるとともに、「21世紀兵庫長期ビジョン」及び「まちづくり基本方針」を踏まえた県の住宅施策を総合的に推進するための計画である。また、「兵庫県地域創生戦略」を反映したものである。

なお、市町においては、本計画に基づき市町の住生活基本計画を策定することが望ましい。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

なお、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、おおむね5年ごとに適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う。

3 住生活を取り巻く現状と課題

(1) 人口・世帯・住宅の状況

ア 人口・世帯等の状況

- ・ 兵庫県の人口と世帯数は、平成27年で約554万人、約222万世帯となっている。
- ・ 人口は560万人を超えた平成21年をピークに減少し、平成32年には約543万人、平成37年には約529万人となる見込みである。
- ・ また、世帯数は平成32年の約224万世帯をピークに減少に転じ、平成37年には約223万世帯となる見込みである。
- ・ なお、兵庫県地域創生戦略では、平成72年（2060年）において450万人の人口を目指している。（平

成32年では約547万人となる。)

- ・ 高齢者（65歳以上）人口は増加傾向にあり、平成37年には約160万人に達し、高齢化率が30%を超える見込みである。さらに、後期高齢者（75歳以上）人口は平成42年の約100万人まで増加が続く見込みである。
- ・ 世帯構成については、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加しており、平均世帯人員の減少が進んでいる。また、高齢単身世帯の増加が著しい一方で、30歳から49歳までの単身世帯も増加している。
- ・ 合計特殊出生率は平成27年で1.45であり、今後も少子化傾向が続くことが予想される。

イ 住宅ストック・住宅市場の状況

- ・ 平成27年度の新設住宅着工戸数は約3.4万戸で、平成21年度以降は3.2万戸から3.7万戸程度の水準が続いている。
- ・ 住宅ストック数は年々増加を続けており、平成20年の約252万戸から平成25年には約273万戸と、この5年間に約21万戸増加している。今後も増加することが予測される。

(2) 分野別に見た現状と課題

ア 地震・津波・豪雨など自然災害の頻発

(7) 現状

- ・ 近い将来に発生が予想される南海トラフ地震では、家屋の倒壊、土砂災害のほか、住宅密集地の火災の延焼、津波等により、県内で全壊約36,800棟、半壊約177,600棟の被害が想定されている。
- ・ 平成28年4月の熊本地震で木造住宅を中心に住宅損壊が発生しており、旧耐震基準の木造建築物で28.2%、新耐震基準の木造建築物のうち平成12年に改正された現行規定の適用前の建築物で8.7%、同規定の適用後で2.2%が倒壊した。
- ・ 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難について、避難行動要支援者名簿などを活用した地域における取組が求められている。
- ・ 近年、自然災害が頻発しており、兵庫県では、平成25年4月の淡路島地震で老朽木造住宅を中心に多数の住宅損壊が発生した。また、平成26年8月の集中豪雨では丹波市で大規模な土砂崩れによる住宅損壊が発生した。

(4) 課題

- ・ 災害への備えが求められる中で耐震性のない住宅約34.6万戸について、建替えを含めた耐震化が急務である。
- ・ 平成12年以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、接合部等の状況を確認することが推奨されており、今後、国の方針を踏まえた取組の検討が必要である。
- ・ 頻発する自然災害に対し、被害を最小限に抑えるために、日頃から県民の防災意識の向上を図るとともに、災害が予想される場合に災害時要援護者も含めた迅速な避難を促すことが必要である。
- ・ 大規模な自然災害からの復旧・復興に当たっては、迅速に住まいを確保する体制の構築などの備えの強化が必要である。

イ 高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の増加

(7) 現状

- ・ 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などは、依然として民間賃貸住宅において家主からの入居拒否を受ける事例がある。
- ・ 高齢化の進展による障害や要支援・要介護の認定者の増加、子育て世帯等における非正規雇用者の増加などから、今後、家主の不安が更に高まることが懸念されている。

(4) 課題

- ・ 適正な居住水準の住宅を市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対して、公営住宅の供給を図るとともに、住宅供給公社や独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）が供給するその他の公的賃貸住宅、民間賃貸住宅や空き家など、県内の全ての住宅ストックを活用した重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築が必要である。
- ・ 高齢者、障害者等が居住する住宅のバリアフリー化について、更なる取組が必要である。

ウ 住宅におけるCO₂排出量の増加

(7) 現状

- ・ 兵庫県における温室効果ガス総排出量のうち、家庭部門のCO₂排出量（平成25年度速報値）が

平成17年度と比べて11.2%増加している。

(イ) 課題

- ・ 省エネルギー性能が高く、かつ、長期にわたり利用が可能な住宅の供給と適正な維持管理が必要である。
- ・ CO₂吸収機能を有する緑や森林を増やすため、都市部での緑地の創出や持続的な森林の保全に資する地域産木材の流通拡大が必要である。

エ 住宅地景観を阻害する事例の発生

(イ) 現状

- ・ 歴史的・文化的価値の高い建造物が、所有者の事情や法的な制約などから、維持管理や利活用が困難となり解体されている。
- ・ 都市部では、住宅地の中のマンション建設や宅地の細分化により、良好な住環境が失われている。

(イ) 課題

- ・ 歴史的・文化的価値の高い建造物や歴史的なまちなみなど、地域の特色ある景観の魅力と価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用を図ることが必要である。
- ・ 景観への影響の大きい大規模マンション等について、住宅地周辺の景観との調和を図る必要がある。

オ 世帯構成と居住形態の多様化

(イ) 現状

- ・ 単身世帯や夫婦のみ世帯の増加などにより、家族同士の支え合いの機能が弱体化している。
- ・ 県内のサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の登録数は平成27年で1万戸を超えている。
- ・ 欧米では「住まいとケアの分離」が行われており、高齢者向け住宅でケアを受けながら最後まで自立して暮らす地域居住（Aging in place）が実現している。
- ・ かつて大家族で住んでいた広い住宅に、単身の高齢者や高齢夫婦世帯が暮らす一方、子育て世帯が狭い住宅に暮らしている。
- ・ 若者と高齢者の多世代交流型賃貸住宅やシェアハウスなど、これまでになかった新たな住まい方が注目されている。

(イ) 課題

- ・ 高齢者が快適に暮らせる住宅性能の確保と、在宅で適正な医療・介護等のサービスを受けられる環境の確保が必要である。
- ・ 若年世帯が結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージに応じて適切な広さと環境を有する住宅に手頃な価格で居住できるための支援が必要である。
- ・ 多世代交流型賃貸住宅やシェアハウスなどの新たな居住ニーズへの対応が必要である。

カ 空き家の増加と既存住宅流通の低迷

(イ) 現状

- ・ 県内の既存住宅ストックは平成25年で273万戸を超え、過去5年間で約21万戸増加している。
- ・ 県内には平成25年で約35.7万戸の空き家が存在しており、そのうち約14.8万戸が活用予定のない空き家（以下「非流通空き家」という。）である。
- ・ リフォームの意向がある世帯のうち約35%が信頼できる事業者や専門家の情報が得にくいと考えている。
- ・ 既存住宅流通割合は平成25年で22%であり、欧米諸国と比べると1/4～1/3程度の低い水準にある。
- ・ 県内のマンションのうち28%の約11.9万戸が築30年以上経過している。これらの老朽化したマンションでは、区分所有者の高齢化や管理に無関心な所有者の増加などにより管理運営への不安が高まっている。

(イ) 課題

- ・ 非流通空き家の適正な維持管理を促進するとともに、売却や賃貸、他の用途への転換など有効活用への支援が必要である。
- ・ 相続放棄などにより、適正に管理されずに放置され、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家について対応が必要である。

- ・ 中古住宅の品質不安を解消するための建物状況調査（インスペクション）や既存住宅売買瑕疵保険（以下「瑕疵保険」という。）、住宅履歴情報などの普及への支援が必要である。
- ・ 既存住宅のリフォームに関する不安を解消するため、リフォーム事業者やリフォーム工事による住宅の品質向上等に関する情報の提供が必要である。
- ・ マンション管理組合の円滑な運営や適正な維持管理、建替えに向けた合意形成などへの支援が必要である。

キ コミュニティのつながりの希薄化による地域の衰退

(7) 現状

- ・ 少子高齢化や単身世帯の増加により、地域を支える担い手が不足しており、地域コミュニティが弱体化している。
- ・ 都市部においてはマンションの増加等により、地域コミュニティのつながりが弱くなっている。
- ・ 高度成長期において都市部の人口拡大に対応して整備されたオールドニュータウンでは、人口減少や高齢化による地域活力の低下が懸念されている。

(8) 課題

- ・ 地域外との交流や、地域活動を行う大学、NPO等とのつながりを活かした新たな担い手確保のための仕組みづくりが必要である。
- ・ マンション居住者も参画する地域コミュニティを形成するために、地域内のつながりを再生する取組が必要である。
- ・ オールドニュータウン再生の先導的モデルとして、明舞団地においてセンター地区の再整備や地域活動への支援などによるコミュニティの再生に取り組んでおり、今後もこの取組を進めるとともに、同様の課題を抱えるニュータウンにおいても、地域主体の再生に向けた取組が必要である。

ク 地方部における人口減少による活力の低下

(7) 現状

- ・ 地方部では人口減少や若年層の都市部への流出により、地域によっては既に集落の維持が難しくなっており、今後も同様の集落が増加することが予想されている。

(8) 課題

- ・ 移住を希望する者に対する仕事、住まいなどの総合的な情報発信や多様な地域資源を活かした交流人口の拡大による地域の活性化が必要である。

ケ 住まいに関する知識の不足

(7) 現状

- ・ 住まいの適正な維持管理や住み替えへの支援などに関して、住まい手の知識や情報が不足している。

(8) 課題

- ・ 日常生活の中で、住まいの情報に接し、学習する機会を広げる必要がある。

4 計画の理念と目標

「21世紀兵庫長期ビジョン」のもと、「まちづくり基本方針」で設定したまちづくりの4つの重要なテーマ「安全・安心」、「環境との共生」、「魅力と活力」、「自立と連携」を踏まえ、以下のとおり本計画の理念と目標を定める。

(1) 理念

安全・安心の基盤の上に、多様な世代や地域が支え合い、快適でいきいきと暮らせる住生活を実現する。

(2) 目標

ア 安全で安心な住生活の実現（安全・安心）

南海トラフ地震等に備えた住まいの耐震化の促進、公的賃貸住宅の供給と民間賃貸住宅の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築など、安全で安心な住まいづくりを推進する。

イ 環境にやさしい住生活の実現（環境との共生）

住宅地の緑化や住宅の省エネルギー化・長寿命化、良好な景観の保全、県産木材利用の促進など、良質で環境にやさしい住まいづくりを推進する。

ウ いきいきと暮らせる住生活の実現（魅力と活力）

子育て世帯や高齢者が暮らしやすい住宅の供給、住み替えやリフォームによる既存住宅流通や空き家の利活用の促進など、一人一人がいきいきと暮らせる住まいづくりを推進する。

エ 人と人、地域と地域がつながる住生活の実現（自立と連携）

多様な交流によるコミュニティの再生や地域活性化の取組により、人と人、地域と地域がつながる住まい・まちづくりを推進する。

5 施策の展開

(1) 施策を進める上での基本的事項

施策を進める上で横断的に留意すべき基本的事項を以下のとおり設定する。

ア 良質な住宅ストックの形成

長期にわたり活用できる優良な住宅の供給と適切な維持管理を促進し、良質な住宅ストック形成を図ることに重点をおいて施策を展開する。

イ 健全な住宅市場の形成

県民が安心して適切な住宅を確保できる健全な住宅市場の形成を進めるとともに、市場の活用と補完を行うことに重点をおいて施策を展開する。

ウ 防災、福祉、環境等の施策との連携

県民、NPO、民間事業者、行政等の多様な主体の参画と協働により、まちづくり、防災、福祉、環境、医療、産業振興など、関連する分野との連携を図ることに重点をおいて施策を展開する。

(2) 施策の推進体制

施策の推進には、住生活の主役である「住民・住民団体」が、専門性を活かした柔軟なサービスを提供するNPO、社会福祉法人、大学等の「非営利団体」や住まいのニーズに応じた様々な事業を行う「営利団体」と協力し、それぞれの地域で自ら積極的に住まいづくりに取り組むことが重要である。

住宅供給公社、UR、独立行政法人住宅金融支援機構などの「公的団体」は、「公共団体」である県や市町と協力し、公的賃貸住宅の供給等の事業を通じて地域の取組等を支援する。

「公共団体」は、公営住宅の供給等による住宅セーフティネットの構築や住まいづくりに関する基準等の整備、住宅施策に関する情報の周知などにより、地域の取組等を総合的に支援する。

特に、地域と密接に関わる市町は、地域の実情に応じた自主性と創意工夫による施策の実施が求められる。

県は、本計画の推進主体として、市町の取組を先導又は補完する施策を実施するとともに、各主体の連携・協力体制を整備することで、住宅施策の効果的な推進を図る。

ア 住民・住民団体

- ・ 住民、自治会、まちづくり協議会等は、快適な住生活を実現する主役として住まいづくりに取り組む。

イ 民間団体（非営利団体）

- ・ NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、ボランティア団体、専門家等は、地域に密着し、専門性を活かした柔軟なサービスを提供する主体として地域活動に取り組む。地域の担い手としての役割も期待される。

- ・ 教育機関、大学等は、豊富な人材や専門的な知見を活かし、地域の課題解決に向けた活動・研究に取り組む。

ウ 民間団体（営利団体）

- ・ 宅建業者、建設業者、福祉等生活支援サービス事業者、これらを構成する団体等は、地域の住まいのニーズに応じた様々な住宅や福祉に関する事業を実施し、地域に貢献する。

エ 公的団体

- ・ 住宅供給公社、UR、住宅金融支援機構、ひょうご住まいサポートセンター等は、公的賃貸住宅の供給や所有施設の開放、住まいの相談事業などにより地域の取組への支援等を行う。

オ 公共団体

- ・ 市町は、公営住宅等の供給、条例等による規制誘導、住宅施策に関する情報の周知を行う。地域の実情に応じた自主性と創意工夫による施策を実施する。

- ・ 県は、広域的な視点から、公営住宅等の供給、条例等による規制誘導、住宅施策に関する情報の周知を行う。市町の取組を先導又は補完する施策を実施するとともに、各主体の連携・協力体制を整備する。

(3) 重点的に取り組む施策

前章で掲げた4つの目標を達成するため、重点的に取り組む6つの施策を設定する。

目標	重点的に取り組む施策
【安全・安心】 安全で安心な住生活の実現	1 災害などに備えた安全な住まいづくり 地震や豪雨など大規模な自然災害の教訓を活かし、住宅の耐震化の一層の促進や住宅密集地の不燃化などを推進
	2 誰もが安心して暮らせる住まいづくり 低額所得者をはじめとした住宅確保要配慮者に対し、公的賃貸住宅に加え民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築や住宅のバリアフリー化などを推進
【環境との共生】 環境にやさしい住生活の実現	3 良質で環境にやさしい住まいづくり 省エネルギー性や耐久性等に優れた住宅の供給、住宅地における緑化の推進、良好な景観の保全、県産木材の利用などを推進
【魅力と活力】 いきいきと暮らせる住生活の実現	4 ライフステージ・ライフスタイルに対応した住まいづくり 少子高齢化の進展や単身世帯の増加等の社会経済情勢の変化やそれに伴う居住ニーズの変化に応じて住まいや生活サービスの選択が可能となる市場の整備などを推進
	5 既存住宅ストックを活用した住まいづくり 空き家の利活用等、安心して既存住宅の取引ができる住宅市場の整備などを推進
【自立と連携】 人と人、地域と地域がつながる住生活の実現	6 人と地域をつなぐ住まい・まちづくり 地域における県民の主体的な取組を支援し、それらの活動を通じたコミュニティの活性化、オールドニュータウンの再生や多自然居住などを推進

ア 災害などに備えた安全な住まいづくり

(7) 住宅の耐震化の促進

a 耐震工事等への支援

- ・ 市町が派遣する簡易耐震診断員により、低廉な費用で耐震診断を実施する。(簡易耐震診断推進事業)
- ・ 耐震性のない住宅に対し、耐震改修計画策定、耐震改修工事、建替工事のほか、部分的な耐震改修工事や防災ベッド等設置等への支援を行う。(ひょうご住まいの耐震化促進事業、防災ベッド等設置助成事業)
- ・ 耐震改修工事等を行う場合に、安心できる事業者を選択できるよう、「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助により実施する工事においては、県の住宅改修業者登録制度等に登録している事業者が施工することを義務付けるとともに、事業者の工事実績等を公開する。
- ・ 耐震改修工事に併せて実施する住宅リフォーム工事への支援を行う。(住宅耐震改修工事利子補給事業)

b 耐震化の普及啓発

- ・ 出前講座、相談会、現地見学会、耐震化イベント、ポスティング等、市町が行う草の根レベルの意識啓発への支援を行う。(ひょうご住まいの耐震化促進事業)
- ・ 活断層の位置や被害想定等について、国の研究機関等により公表されている情報を周知し、地震災害に関する防災意識の向上を図る。
- ・ 住宅の耐震化を計画する県民に対し、ひょうご住まいサポートセンターに登録されたアドバイザーを派遣し、住宅の状況や居住ニーズに応じたアドバイスを行う。
- ・ 大規模盛土造成地のおおむねの位置を示す「大規模盛土造成地マップ」の公表により、宅地に関する防災意識の向上を図る。

(4) 住宅密集地の不燃化及び避難経路の確保

a 密集市街地の解消

- ・ 建築基準法の特例制度等を活用し、住民の自主的な建替え等による密集市街地の解消を図る。
(「兵庫県密集市街地整備マニュアル」の活用)
- ・ 道路拡幅や住宅の共同化、広場や備蓄倉庫の整備等により、住環境の改善や防災性の向上を図る。(住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業)
- b 災害時の避難経路の確保
 - ・ 狭あい道路(建築基準法第42条第2項道路等)の拡幅整備を推進し、災害時の安全な避難経路を確保する。
 - ・ 地域防災計画に定める緊急輸送道路について、沿道の建築物の耐震改修等への支援を行う。(緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業)
- (7) 土砂災害・風水害・津波災害への対策
 - a 災害への意識啓発
 - ・ 災害時の迅速な避難が可能となるよう、災害危険箇所、雨量、水位、河川や港湾のカメラ画像などの情報を提供する「兵庫県CGハザードマップ」や防災情報を提供する「ひょうご防災ネット」の周知を図る。
 - ・ 市町における災害時要援護者の個別支援計画の策定を促進するとともに、地域の自主防災組織が行う避難訓練やワークショップなどの取組への支援を行う。
 - b 土砂災害対策への支援
 - ・ 土砂災害特別警戒区域内等の住宅の改修又は移転への支援を行う。(住宅土砂災害対策支援事業)
 - c 津波災害対策への支援
 - ・ 市町における津波避難計画の策定を促進するとともに、地域の自主防災組織が行う避難訓練やワークショップなどの取組への支援を行う。
 - ・ 津波避難ビルや避難路、避難場所などの整備に関する事業への支援を行う。(都市再生整備計画事業、住環境整備事業)
- (8) 災害からの住宅復興への備え
 - a 災害時の住宅確保に関する協力体制の構築
 - ・ 市町と連携し、平時から応急仮設住宅が建設可能な土地の把握を行う。
 - ・ UR、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会等との協定により、応急仮設住宅及び集会施設(ふれあいセンター)を迅速に供給する。
 - b 住宅の再建等支援
 - ・ 自然災害で被害を受けた住宅の再建・補修を支援する「フェニックス共済」への加入を促進する。(兵庫県住宅再建共済制度)
 - ・ 自然災害で被害を受けた住宅再建のための支援を行う。(ひょうご県民住宅復興ローン)
- (9) 住宅・住宅地の防犯性の向上
 - a 防犯性の高い住宅・住宅地の整備促進
 - ・ 住宅における防犯への配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」の普及を図る。
 - ・ 防犯性の優れたマンションを認定し、県民への普及を図る。(兵庫県防犯優良マンション認定制度)
 - ・ まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う、防犯カメラの設置への支援を行う。(防犯カメラ設置補助事業)

【成果指標】

成果指標	目標値
住宅の耐震化率	85.4% (H25) → 97% (H37)
	(考え方) 現状耐震性のない34.6万戸をおおむね解消
耐震性のない住宅への草の根意識啓発の実施戸数	— (H27) → 全34.6万戸 (H37)

イ 誰もが安心して暮らせる住まいづくり

- (7) 公的賃貸住宅の適正な整備・管理
 - a 公営住宅等の整備・管理計画の推進
 - ・ 住宅セーフティネットの中核となる公営住宅について、将来的な人口等の状況や地域特性、県営住宅や市町営住宅、その他の公的賃貸住宅との役割分担により適切な供給を行う。
 - ・ 収入超過者や高額所得者への退去指導、悪質な滞納者への法的措置、入居承継制度の見直しなどにより、真に住宅に困窮する低額所得者の入居機会の拡大を図る。
- (4) 民間賃貸住宅の積極的な活用
 - a 住宅確保要配慮者の受入れ促進
 - ・ 民間賃貸住宅への入居に際して制限を受けやすい高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等の入居を拒まない賃貸住宅の登録や情報提供を行う「ひょうごあんしん賃貸住宅事業」（以下「あんしん賃貸住宅」という。）の普及を図る。
 - ・ 住宅確保要配慮者の入居を目的に空き室等の改修工事への支援を行う、国の「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」の活用を促進する。
 - ・ 民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者への住宅供給の促進に必要な支援を検討する。
 - (7) 公民の連携体制の強化
 - a 住まいに関する支援組織等の活動の推進
 - ・ 行政、不動産関係団体、社会福祉協議会等で構成する「兵庫県居住支援協議会」において、相談窓口を設置し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する支援を行う。
 - ・ 居住支援協議会において、家賃債務保証や身元保証、安否確認等の居住支援サービスの普及を図るとともに、それらのサービスを提供する事業者の紹介・あっせん等を行う。
 - (2) 住宅のバリアフリー化の促進
 - a 公営住宅のバリアフリー化の推進
 - ・ 住戸及び共用部分への手すりやエレベーター等の設置を進める。
 - ・ 既存の階段室型住棟の1階部分においてスロープ等の設置及び車いす利用者向け住宅への改修に努める。
 - b 民間住宅のバリアフリー化の促進
 - ・ 高齢者や障害者に対応した住宅のバリアフリー化への支援を行う。（人生80年いきいき住宅助成事業）
 - ・ 高齢者個人の身体状況に応じた改修が可能となるよう、福祉、保健、医療及び建築の専門家を住まいの改良相談員として派遣し、改修へのアドバイスを行う。
 - c 高齢者に配慮した住宅に関するガイドラインの策定
 - ・ 身体・認知機能等の状況を考慮した部屋の配置や設備など、高齢者に配慮した住宅の仕様や高齢者の生活に関連した多様なサービスのあり方を示したガイドラインを策定する。

【成果指標】

成果指標	目標値
最低居住面積水準※未満世帯の割合 ※単身世帯25㎡、2人世帯30㎡、以後1人増えるごとに10㎡を加算	2.7%（H25） → 早期に解消
	（考え方）現状水準未満の6.3万世帯を解消
あんしん賃貸住宅※の登録戸数 ※高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅	2,331戸（H27） → 5,000戸（H37）
	（考え方）あんしん賃貸住宅への入居を希望する世帯数まで増加

ウ 良質で環境にやさしい住まいづくり

- (7) 住宅の省エネ化、長寿命化の促進
 - a 省エネルギー基準等による規制誘導
 - ・ 「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律」により、住宅の省エネルギー化への規制誘導を行う。
 - ・ 長期優良住宅や低炭素建築物など、省エネルギー性に優れた住宅やゼロ・エネルギー住宅の普

- 及や再生可能エネルギー導入等に向け、県内中小事業者対象の講習会を行う。
- b 公営住宅の整備における環境への配慮
 - ・ 屋外灯及び共用部灯（階段・廊下）のLED化やエネルギー効率が高くCO2排出量削減が期待できる高効率給湯器の設置を行う。
 - ・ 環境負荷を低減する屋上緑化やグラスパーキング等の整備を行う。
 - (f) 住宅地の緑化の促進
 - a 建築物の屋上等緑化の促進
 - ・ 「環境の保全と創造に関する条例」（以下「環境条例」という。）により、市街化区域で一定規模以上の建築物を新築等する際、建築物及びその敷地の緑化を義務付ける。
 - b 地域の緑化の促進
 - ・ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）により、森林保全、緑化修景等の基準を定め、線引き都市計画区域以外における開発行為等を適正に誘導する。
 - ・ 都市計画法の地区計画制度（以下「地区計画」という。）により、地区内の緑化を適正に誘導する。
 - ・ 県民まちなみ緑化事業、緑化基金事業等を活用して花と緑のまちづくりに取り組む住民団体に対し、アドバイザーの派遣を行う。（花とみどりの専門家バンク・講習会事業）
 - c 住民団体等による緑化活動の促進
 - ・ 市街化区域及び緑条例のまちの区域等において住民団体等が実施する植樹や芝生化等への支援を行う。（県民まちなみ緑化事業）
 - (g) 良好な住宅地景観の保全・形成
 - a 景観形成地区等の活用
 - ・ 景観形成地区等を活用した規制誘導により、良好な景観の保全と形成を図る。
 - ・ 建築物の修景工事に関するアドバイザーの派遣や改修への支援を行う。（景観形成支援事業）
 - (d) 地域産木材・建材の積極的な活用の推進
 - a 民間住宅における県産材利用の促進
 - ・ 県産木材や県産粘土瓦を使用した木造住宅の新築やリフォームへの支援を行う。（兵庫県産木材利用促進特別融資）
 - b 地域の「家づくりグループ」による地域型住宅の普及
 - ・ 木材、建材の流通加工業者や工務店などで構成する事業者グループによる地域産材を活用した住宅供給への支援を行う。（地域型住宅グリーン化事業（国））
 - c 公営住宅における県産材活用の推進
 - ・ 住戸の内装下地等に県産木材を活用した住宅の整備を推進する。

【成果指標】

成果指標	目標値
省エネルギー対策をした住宅ストックの割合	18.9%（H25） → 50%（H37）
	（考え方）新築（3万戸/年）の義務化及び既存改修を現状1万戸/年から2万戸/年まで増加
新築住宅における長期優良住宅の供給割合	14.8%（H27） → 20%（H37）
	（考え方）供給戸数を現状5千戸/年から6千戸/年まで増加

エ ライフステージ・ライフスタイルに対応した住まいづくり

- (7) 高齢者が自分らしく生活できる住宅の供給
 - a 良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給
 - ・ 一定の生活空間や収納スペースなどの確保、台所や浴室等の住戸内への設置等、高齢者の自立した生活に必要な住戸面積や設備の備わったサービス付き高齢者向け住宅の供給に必要な支援を行う。
 - ・ 高齢者が自ら外出し、買物や趣味を楽しむなど、いきいきとした生活が送れるように、まちなかやニュータウン中心部などの利便性の高い地区へのサービス付き高齢者向け住宅の立地誘導を

行う。

- ・ 地域の要介護者等の住まいの機能と小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応訪問介護看護等の地域に必要な医療・介護サービス施設を併設するサ高住の供給への支援を行う。
- b 民間賃貸住宅における高齢者世帯の支援
 - ・ オールドニュータウンにおいて、高齢者の自宅を若年世帯等に賃貸するための改修への支援を行う「高齢者住み替え支援事業」について、対象地域の拡大を検討する。
 - ・ 民間賃貸住宅や空き家を活用した高齢者などの住宅確保要配慮者への住宅供給の促進に必要な支援を検討する。
 - ・ 一般財団法人高齢者住宅財団や民間保険事業者が実施する高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際の家賃債務保証制度や退去する場合における住宅の原状回復に関する保険等の普及を図る。
- c 公的賃貸住宅における高齢者世帯の支援
 - ・ 公営住宅において、高齢者向けの設備や構造を備え、高齢世帯の安否確認が行える緊急通報システムを設置した高齢者向け特定目的住宅等を整備する。
 - ・ 公営住宅において、高齢者自立支援ひろば事業の実施や市町の福祉部局と社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携を進めて、見守り活動の強化を図る。
 - ・ 大規模な公的賃貸住宅団地の建替えに当たっては、地域の需要を踏まえ、市町や関係機関と連携を図りながら、福祉施設等の併設を促進する。
 - ・ 公営住宅の空き住戸や集会所を活用し、地域に必要な福祉・生活支援サービス施設の誘致を促進する。
- (i) 若年・子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備
 - a 民間賃貸住宅における子育て世帯の支援
 - ・ オールドニュータウンにおいて、事業者が既存住宅を買い取り、又は借り上げて、子育て世帯向け住宅として賃貸する場合に、その改修への支援を行う「子育て向け賃貸住宅供給支援事業」について、対象地域の拡大を検討する。
 - ・ 若年・子育て世帯を対象に、既存住宅の取得や改修への支援を行う。
 - b 公的賃貸住宅等における子育て世帯への支援
 - ・ 公営住宅において、子育て世帯や近居・隣居する親・子世帯への優先的な入居募集や入居資格(在住・在勤要件)の緩和、抽選における優遇等を行う。
 - ・ 公社賃貸住宅やUR賃貸住宅において、子育て世帯向けの家賃割引や子育て支援施設の誘致を行う。
- (ii) ライフスタイルに合わせた住み替えの支援
 - a 多様な住まい方を選択できる環境の整備
 - ・ オールドニュータウンにおいて、事業者が既存住宅を買い取り、又は借り上げて、子育て世帯向け住宅として賃貸するための改修への支援を行う「子育て向け賃貸住宅供給支援事業」について、対象地域の拡大を検討する。
 - ・ 若年・子育て世帯を対象に、既存住宅の取得や改修への支援を行う。
 - ・ オールドニュータウンにおいて、高齢者の自宅を若年世帯等に賃貸するための改修への支援を行う「高齢者住み替え支援事業」について、対象地域の拡大を検討する。
 - ・ 不動産業者等の関係団体と連携し、高齢者の身近な相談先である地域総合支援センター等からの情報を受け付け、住み替え先のあっせんや自宅の処分など、円滑な住み替えに必要な支援を検討する。
 - ・ シェアハウスなどの新しい住まい方を普及させるため、これらの住宅の供給に当たり、既存住宅ストックの活用手法や法令等の適用等に関するガイドラインを策定する。
 - ・ 親世帯と子世帯が同居できる良質な木造住宅の供給やリフォームへの支援を行う。(地域型住宅グリーン化事業(国))

【成果指標】

成果指標	目標値

サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数	10,224戸 (H27) → 22,000戸 (H37)
	(考え方) 見守り等のサービスが必要な高齢者のみ世帯数まで増加
子育て世帯の誘導居住面積水準※の達成率 ※戸建住宅は単身世帯55㎡、2人世帯75㎡、以後1人増えるごとに25㎡を加算、共同住宅は単身世帯40㎡、2人世帯55㎡、以後1人増えるごとに15㎡を加算	42.7% (H25) → 50% (H37)
	(考え方) 子育て世帯を除いた世帯の達成率と同程度まで増加

オ 既存住宅ストックを活用した住まいづくり

(7) 空き家の利活用等の促進

a 空き家の利活用の促進

- ・ 一戸建ての空き家を住宅や事業所、地域交流拠点として活用するための改修への支援を行う。(空き家活用支援事業)
- ・ U J I ターンをさらに促進するための空き家を活用した支援を検討する。
- ・ 空き家物件の情報を市町のホームページなどで提供している空き家バンクについて、購入希望者等が条件に合う物件を容易に探せるよう、その情報の一元化を図る。
- ・ 空き家の利活用事例を収集し、活用手法や法令等の適用等に関するガイドラインを策定する。
- ・ ニュータウンなどの住宅エリアにおいて、空き家等を活用した店舗、事業所等の立地を可能とするために、用途地域等の柔軟かつ適切な見直しを行う。

b 空き家の適正管理の促進

- ・ 事業者団体等と連携を図り、空き家に関する相談に一元的に対応する体制を構築する。
- ・ 倒壊等により周辺に危険が及ぶおそれのある空き家の除却費用を助成する市町への支援を行う。(老朽危険空き家除却支援事業)
- ・ 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく市町の空家等対策計画の策定への助言や先進的な取組事例等に関する情報の提供及び技術的な助言、市町間の連絡調整など、市町の空き家対策への支援を行う。

c 古民家再生の促進

- ・ 地域のまちづくりや景観形成に資する古民家を対象として、建築士などの専門家を派遣し、建物調査や再生手法の提案を行うとともに、交流拠点や宿泊施設等として活用するための改修への支援を行う。(古民家再生促進支援事業)

(8) 既存住宅の流通の促進

a 既存住宅の品質確保に向けた取組の支援

- ・ 既存住宅の品質に対する消費者の不安を解消するため、不動産関係団体等と連携し、建物状況調査(インスペクション)や瑕疵保険の普及を図る。
- ・ 消費者が安心して既存住宅を購入できるよう、不動産関係団体等と連携し、耐震性などの一定の水準を備えた既存住宅の認定制度の創設を検討する。
- ・ 既存住宅の取引において、住宅の維持管理に関する情報を共有できるよう、中小工務店等への住宅履歴情報の蓄積・活用の普及を図る。
- ・ 良質な既存住宅を手頃な価格で取得できるよう、必要な支援を検討する。

(9) 住宅の適正な維持管理の促進

a 安心なリフォーム環境の整備

- ・ 消費者が安心して事業者を選べるよう、住宅改修業者を登録し、住宅改修工事の請負の実績等の情報を公開する。(住宅改修業者登録制度)
- ・ ひょうご住まいサポートセンターにおけるリフォーム等の相談窓口の設置や、改修する住宅への技術的な助言を行うアドバイザーの派遣を行う。

b 事業者と連携した維持管理の普及

- ・ 行政、事業者団体、地域団体、金融機関等で構成される「住宅リフォーム推進協議会」において、リフォームに関する消費者向けセミナーや事業者向け講習会を開催する。
- c マンション管理の適正化
 - ・ マンション管理組合の円滑な運営や適正な維持管理、建替えに関する合意形成等を支援するため、マンション管理士会による講習会の開催やひょうご住まいサポートセンターによるマンションアドバイザーの派遣等を行う。
 - ・ 行政及びマンション関係団体で構成される「マンション問題連絡会議」が実施する「マンション実態調査」により、マンションの立地や管理状況に関する実態把握を行う。

【成果指標】

成果指標	目標値
住宅流通量に占める既存住宅の割合	22.0% (H25) → 30% (H37)
	(考え方) 流通戸数を現状 1 万戸/年から 1.5 万戸/年まで増加
既存住宅の売買において瑕疵保険に加入した住宅の割合	4.4% (H26) → 20% (H37)
	(考え方) 加入件数を現状の 400 件/年から保険付住宅購入希望数 3,000 件/年まで増加

カ 人と地域をつなぐ住まい・まちづくり

(7) 地域コミュニティの活性化

a 地域の担い手の育成

- ・ 地域のまちづくり協議会の設立や活動を支援するためのアドバイザーを派遣する。特に、都市部においてはマンション居住者も参画する協議会の設立を促進する。
- ・ 地域の青年と他地域の青年が、地域の活性化や課題解決に取り組む団体等と連携し、ふるさとや地域貢献への関心を高めることで、地域づくりの核となる人材を育成する「ふるさとづくり青年隊事業」を実施する。

b 交流拠点の整備

- ・ 一戸建ての空き家を地域交流拠点として活用するための改修への支援を行う。(空き家活用支援事業)
- ・ 地域のまちづくりや景観形成に資する古民家を交流拠点や宿泊施設等として活用するための改修への支援を行う。(古民家再生促進支援事業)
- ・ 商店街に残る歴史的な建築物を交流拠点として活用するための改修への支援を行う。(商店街シンボル建築物再生支援事業)

(4) オールドニュータウン再生の取組の推進

a オールドニュータウンの再生に向けた支援

- ・ 再生の進め方や先進的な取組事例等を示した「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」を活用し、地域住民が主体となり、市町や民間事業者と連携したニュータウン再生の取組への支援を行う。(郊外型住宅団地再生先導的支援事業)
- ・ 自治会やまちづくり協議会が行う地域の再生に向けた検討会や勉強会へアドバイザーを派遣する。(郊外住宅団地再生コーディネーター派遣事業)
- ・ 既存住宅を取得して転入する者に、その住宅の改修への支援を行う。(転入者住宅改修工事利子補給事業)
- ・ 事業者が既存住宅を買い取り、又は借り上げて、子育て世帯向け住宅として賃貸するための改修への支援を行う。(子育て向け賃貸住宅供給支援事業)
- ・ 高齢者の自宅を若年世帯等に賃貸するための改修への支援を行う。(高齢者住み替え支援事業)
- ・ 大学や高校等が住民と連携した再生方策の提案や地域活動への支援を行う。(域学連携促進事業)
- ・ 徒歩圏内での医療、福祉、子育て支援、日用品販売等の施設の立地を可能とするために、用途地域等の柔軟かつ適切な見直しを行う。

b 明舞団地再生の取組の推進

- ・ 住民、事業者、行政等で構成する「まちづくり委員会」において、良好な環境や地域価値の維持、向上のための地域の自主的な取組（エリアマネジメント）の推進を図るとともに、その取組を継続的に実施するための担い手となる「まちづくり会社」の設立への支援を行う。
 - ・ 「明舞まちづくり交流拠点」を活用し、住民、活動団体、近隣大学等の多様な主体が連携したコミュニティ再生の取組への支援を行う。
 - ・ 明舞団地再生計画に基づき、センター地区の施設更新や県営住宅の建替えを計画的に実施する。
 - ・ 県営住宅の空き住戸への学生を入居させる学生シェアハウスを展開するとともに、近隣大学等と地域住民の連携により実施される再生方策の検討や地域活動への支援を行う。
 - ・ 団地内の高齢者の住み替えや若年世帯の流入を促進するための仕組みづくりへの支援を行う。
- (7) 多自然居住の推進
- a 多自然地域への移住・定住の促進
- ・ 「カムバックひょうごセンター」において、U J I ターン希望者への情報発信や移住相談を実施する。
 - ・ U J I ターン希望者が、市街化調整区域の既存住宅を活用して居住できるよう、開発許可制度の弾力的な運用を実施する。
 - ・ U J I ターン希望者が、居住や起業のために空き家や空き店舗を活用する場合に、その改修への支援を行う。
 - ・ 県外からの若年層の移住促進を図るため、県営住宅において入居資格（県内在住・在勤要件）を緩和する。
 - ・ 県外からの移住希望者を対象に、県及び市町の定住支援施策等との連携を図りながら、県営住宅においてお試し居住を実施する。
 - ・ 一戸建ての空き家を住宅や事業所、地域交流拠点として活用するための改修への支援を行う。（空き家活用支援事業）
 - ・ 空き家物件の情報を市町のホームページなどで提供している空き家バンクについて、購入希望者等が条件に合う物件を容易に探せるよう、その情報の一元化を図る。
- b ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会による普及活動
- ・ 県内外の都市住民に対し、ポータルサイト等を活用して兵庫県内の多自然地域に関する移住・定住情報を発信する。
 - ・ 都市部の主要駅などで県内の多自然地域への移住に関する臨時相談所を開設する。
- (8) 住教育の充実
- a 学校や地域における住教育の普及
- ・ 次代を担う子どもたちが、住まいと暮らしについて自ら考える力を身につけるため、建築士などの専門家と連携し学校等への出前講座を行う。
 - ・ 耐震、環境・省エネ、住み替え、リフォームなど、住まいに関する必要な情報が得られるよう、県民向けセミナー等を開催する。

【成果指標】

成果指標	目標値
オールドニュータウンの再生に向けた地域住民による活動が行われている団地の割合	9% (H27) → 40% (H37)
	(考え方) 対象55団地について現状の5団地を20団地まで増加

6 地域別に推進する施策の方向

瀬戸内臨海部の大都市群から自然地域の小規模集落まで、多様な地域を持つ兵庫県の特性を踏まえ、まちづくり基本条例に基づくまちづくり基本方針に定める4つの地域を設定し、それぞれの地域が有する資源や個性、魅力を活用した目指すべき住生活の将来像と、地域ごとの特徴的な取組を示す。

(1) 地域別の住生活の将来像

ア 都市中心部（約113万戸）

高度成長期以前から存在する阪神間から中播磨にかけて連たんする既成市街地を指す。

【住生活の将来像】

産業や商業が集積する利便性の高い快適な空間と多様な人材が集まる都市中心部は、賑わいと活力のあふれるまちが形成されている。多様化する居住ニーズの中で誰もが自分の生活スタイルに応じた住まいを確保でき、災害にも安全で、健康かつ快適な住生活が実現している。

イ 郊外住宅地（約100万戸）

高度成長期以降に開発された阪神間から中播磨の都市郊外部の住宅地を指す。

【住生活の将来像】

計画された都市基盤による高い安全・安心と緑豊かな生活環境を有する郊外住宅地は、住民が主体となり、様々なコミュニティビジネスや住民活動がまちの機能を補完し、多世代が連携し支え合う住生活が実現している。

ウ 地方都市（約10万戸）

地方都市の中心市街地とその周辺地域を指す。

【住生活の将来像】

地域の文化や経済の中心として医療や介護、就労、教育、購買等の機能が集積し、歩いて暮らすことができる地方都市は、周辺の集落や遠方からの交流人口を受け入れる地域の結節点として、自然・観光・産業資源を活かした、ゆとりのある住生活が実現している。

エ 多自然地域の集落群（約50万戸）

自然が豊かな地域に存在する集落等の区域で、地方都市を除く区域を指す。

【住生活の将来像】

豊かな自然に囲まれ、野外活動等を通じた憩いの場や食料等の供給源となっている多自然地域は、地域の伝統や誇り、愛着が世代を越えて受け継がれるとともに、都市住民との交流や絆を通じて生み出される「しごと」により、持続可能な住生活が実現している。

(2) 各地域で取り組む施策

ア 災害などに備えた安全な住まいづくり

(7) 全県共通の取組

- ・ 住宅耐震化への支援、草の根意識啓発の実施
- ・ 「兵庫県密集市街地整備マニュアル」の活用
- ・ CGハザードマップ等の配信、災害時要援護者対策の促進、災害時に危険な区域からの移転等への支援
- ・ フェニックス共済への加入促進、仮設住宅供給への事前準備（用地選定、民間団体等との協定）
- ・ 防犯に配慮した住宅・住宅地の設計指針の普及

(4) 地域ごとの特徴的な取組

a 都市中心部

- ・ マンションや民間賃貸住宅の耐震化促進
- ・ 建築基準法の特例制度等を活用した住宅密集地の自主的な建替え誘導
- ・ 防犯優良マンション認定や防犯カメラの設置への支援

b 郊外住宅地

- ・ 旧耐震住宅が集積する住宅地への草の根意識啓発の実施
- ・ 防犯優良マンション認定や防犯カメラの設置への支援

c 地方都市

- ・ 建築基準法の特例制度等を活用した住宅密集地の自主的な建替え誘導
- ・ 防犯カメラの設置への支援

d 多自然地域の集落群

- ・ 大きな農家住宅など全面改修が困難な場合の部分型耐震化や防災ベッド設置等の促進
- ・ 山裾の土砂災害危険区域からの移転等への支援

イ 誰もが安心して暮らせる住まいづくり

(7) 全県共通の取組

- ・ 公営住宅等の整備・管理計画の推進
- ・ 既存住宅を活用した住宅確保要配慮者への住宅供給の促進
- ・ 住宅のバリアフリー化への支援、アドバイザーの派遣
- ・ 高齢者に配慮した住宅に関するガイドラインの策定

- (f) 地域ごとの特徴的な取組
- a 都市中心部
 - ・ あんしん賃貸住宅の登録の促進
 - ・ 居住支援協議会による住宅確保要配慮者の入居支援
 - b 郊外住宅地
 - ・ 在宅介護等に適したバリアフリー化への支援と改修計画をアドバイスする「住まいの改良相談員」の派遣
 - c 地方都市
 - ・ あんしん賃貸住宅の登録の促進
 - ・ 居住支援協議会による住宅確保要配慮者の入居支援
 - d 多自然地域の集落群
 - ・ 在宅介護等に適したバリアフリー化への支援と改修計画をアドバイスする「住まいの改良相談員」の派遣
- ウ 良質で環境にやさしい住まいづくり
- (7) 全県共通の取組
- ・ 省エネルギー基準等による規制誘導、長期優良住宅や低炭素建築物の認定
 - ・ 環境条例及び緑条例の緑化基準による規制誘導、県民まちなみ緑化事業による植樹・芝生化への支援
 - ・ 景観形成地区や地区計画等の指定による規制誘導
 - ・ 県産木材住宅の供給への支援、公営住宅における県産材の活用
- (f) 地域ごとの特徴的な取組
- a 都市中心部
 - ・ マンションの植栽や駐車場の芝生化への県民まちなみ緑化事業による支援
 - ・ 景観形成基準等による高層マンションと周辺環境との調和
 - b 郊外住宅地
 - ・ 地区計画等の指定による緑化の規制誘導、良好な住宅地景観の保全と形成
 - ・ 住宅地の植栽への県民まちなみ緑化事業による支援
 - c 地方都市
 - ・ 地区計画等の指定による緑化の規制誘導、良好な住宅地景観の保全と形成
 - ・ 住宅地の植栽への県民まちなみ緑化事業による支援
 - d 多自然地域の集落群
 - ・ 緑条例による住宅開発地の緑化の規制誘導
 - ・ 木材生産者や工務店の事業者グループによる地域産木材活用住宅の供給への支援
- エ ライフステージ・ライフスタイルに対応した住まいづくり
- (7) 全県共通の取組
- ・ 一定の住戸面積や設備を備えたサ高住の供給への支援、高齢者向け仕様の公営住宅等の供給、地域に必要な医療・介護サービスの併設への支援
 - ・ 既存住宅を活用した若年・子育て世帯向け住宅供給への支援、公営住宅への新婚・子育て世帯の優先入居
 - ・ 高齢者と若年・子育て世帯の住み替えへの支援、シェアハウス等の新たな住まい方の普及
- (f) 地域ごとの特徴的な取組
- a 都市中心部
 - ・ まちなかの高齢者の住み替えの受皿となるサ高住の立地誘導、サ高住への医療・介護施設の併設への支援
 - ・ シェアハウスやコレクティブハウスなどの新たな住まい方の普及
 - b 郊外住宅地
 - ・ 地区内の高齢者の住み替えの受皿となるサ高住の立地誘導
 - ・ 高齢者の住宅を購入しリフォームする若年・子育て世帯への支援
 - ・ 自宅を若年・子育て世帯に賃貸する高齢者への支援
 - c 地方都市

- ・ 商店街等周辺の高齢者の住み替えの受皿となるサ高住の立地誘導、サ高住への医療・介護施設の併設への支援
- d 多自然地域の集落群
 - ・ 親世帯と子世帯が同居できる良質な木造住宅供給やリフォームへの支援
- オ 既存住宅ストックを活用した住まいづくり
 - (7) 全県共通の取組
 - ・ 空き家の改修等への支援、空き家の相談窓口の設置、古民家再生への支援
 - ・ 建物状況調査（インスペクション）と瑕疵保険の普及、安心して購入できる既存住宅の認定等
 - ・ 安心してリフォーム業者を選べる登録制度の整備
 - (4) 地域ごとの特徴的な取組
 - a 都市中心部
 - ・ 県内マンションの立地や管理状況の調査
 - ・ マンションの適正な維持管理や建替えを支援するアドバイザーの派遣
 - b 郊外住宅地
 - ・ 住宅エリアの空き家等を活用した店舗・事業所等の立地を可能とするための用途地域等の見直し
 - c 地方都市
 - ・ 空き家バンク情報の一元化
 - d 多自然地域の集落群
 - ・ 空き家バンク情報の一元化
- カ 人と地域をつなぐ住まい・まちづくり
 - (7) 全県共通の取組
 - ・ 地域の担い手の育成、地域交流拠点整備への支援
 - ・ カムバックひょうごセンターの運営、ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会の運営
 - ・ 学校等への出前講座や県民向けセミナーの開催
 - (4) 地域ごとの特徴的な取組
 - a 都市中心部
 - ・ マンション居住者も参画する地域のまちづくり協議会の設立や活動支援のためのアドバイザー派遣
 - ・ 田舎暮らし臨時相談所の開設、田舎暮らしセミナー・個別相談会の実施
 - b 郊外住宅地
 - ・ 「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」の活用、郊外型住宅団地再生先導的支援事業の推進、明舞団地再生の推進
 - c 地方都市
 - ・ ふるさとづくり青年隊事業による地域の担い手の育成
 - ・ 古民家や歴史的建築物を活用した交流拠点整備への支援
 - ・ 移住総合相談窓口の設置
 - d 多自然地域の集落群
 - ・ ひょうご田舎暮らし情報の発信、移住総合相談窓口の設置
 - ・ 市街化調整区域の空き家のU J I ターン用住宅への活用
 - ・ 移住・お試し居住希望者の県営住宅での受入れ

7 公営住宅の供給の目標量

公営住宅は市場において自力で適正な水準の住宅を確保できない住宅確保要配慮者の居住の安定確保のために供給され、その他の公的賃貸住宅はその補完的な役割を担ってきた。今日、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅は多様な住宅確保要配慮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中心的役割を担っている。

兵庫県における平成27年度末の公的賃貸住宅のストック総量は、公営住宅が約128千戸（県営住宅約51千戸、市町営住宅約77千戸）、UR賃貸住宅が約52千戸、公社賃貸住宅が約4千戸、改良住宅等が約20千戸、特定優良賃貸住宅や高齢者向け優良賃貸住宅など、公的関与がある賃貸住宅が約6千戸あり、合計すると約210千戸である。

本計画では、計画期間（平成28年度～平成37年度）内の公営住宅の供給の目標量を以下の考え方により設定

し、効率的で適正な公営住宅等の整備・管理を推進する。

(1) 公営住宅の役割

ア 低廉で良質な住宅の提供

(7) 住宅確保要配慮者への対応

- ・ 民間賃貸住宅市場において適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することが困難な世帯の居住の安定確保を図る。

(4) 災害等による一時的な需要への対応

- ・ DV被害者や災害によって住宅を失った被災者等の一時的・緊急的に住宅の確保が必要な世帯の居住の安定の確保を図る。

イ 地域のまちづくりへの対応

住宅供給のほか、福祉施設やNPO等と連携した地域交流の場や地域の課題に対応したまちづくりの拠点としての場を提供する。

また、高齢者が多い大規模住宅団地等ではミクストコミュニティを考慮した入居の促進や子育て世帯を支える社会づくり、県外からの移住・定住の促進などの地域課題への対応を図る。

(2) 供給の目標量の考え方

供給の目標量は、県営住宅については「ひょうご県営住宅整備・管理計画」に、市町営住宅については各市町が策定する計画等に基づき、建設、買取り、借上げにより新たに整備する公営住宅の戸数、建替えにより整備する公営住宅の戸数並びに既存公営住宅の空き家募集の戸数の合計とする。

(3) 供給の目標量の設定

上記の公営住宅の役割を踏まえ、供給の目標量を設定する。

計画期間	10年間 (H28～H37)
供給の目標量	50.4千戸
	内数：新設及び建替えによる整備戸数 10.1千戸 既設公営住宅の空き家募集戸数 40.3千戸

8 大都市地域における住宅及び住宅地の供給

県内の大都市地域である神戸・阪神地域及びその周辺の地域における住宅及び住宅地の供給に関する方針、必要な施策及び供給を重点的に図るべき地域等を以下のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

本県では、人口減少や世帯数の伸びの鈍化に伴い、新規の住宅及び住宅地需要は減少傾向にある。

このため、優良な宅地ストックの形成・継承による豊かで快適な住生活の実現を目指し、既成市街地において、低・未利用地の有効活用や高度利用、老朽化した公的賃貸住宅の建替え、密集市街地の改善等に取り組む。また、郊外においては、既に事業着手している住宅団地について、地域の需要を見極めつつ円滑な事業推進を図るとともに、新たな住宅市街地の開発を抑制する。

(2) 住宅及び住宅地の供給の促進に関する地域別の重点整備方針

土地利用の状況、地形、交通条件及び生活圈等を総合的に判断し、大都市地域を神戸地域、阪神地域、播磨地域の3地域に区分し、地域別に重点整備方針を設定する。

ア 神戸地域 (神戸市)

山と海が近接し、山の手、市街地、臨海部、ニュータウンなど多様な市街地が形成されている。今後も、多様な地域特性を活かしたきめ細かな住宅市街地の整備改善を進め、住環境の多様性など神戸が持つ優位性をより高めるとともに、誰もが安全・安心で快適に暮らせる住環境の形成を図り、「住みたい・住み続けたい街」として選ばれる街を目指す。

イ 阪神地域 (尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)

神戸地域から大阪市にかけて密度の高い市街地が広範囲にわたる地域であり、六甲山麓等の閑静な住宅地や郊外の緑豊かなニュータウンなど、利便性の高い都市圏にありながら、自然環境と共生した良好な住環境が形成されている。

今後、人口減少に伴い、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての競争力を強化する。

ウ 播磨地域（姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町）

播磨臨海部は、神戸・阪神地域に比べてゆとりのある密度の市街地が連たんしている地域である。人口はすでに減少に転じており、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既成市街地において、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、良好な住環境を形成する。

(3) 住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の設定

(1)の基本的な考え方、(2)の重点整備方針を踏まえ、大都市地域の中から、住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）を設定し、地域の特性を踏まえた規制・誘導手法の活用、住宅及び住宅地の供給に関する事業の実施等の各種施策を集中的かつ総合的に実施する。

【重点供給地域一覧】

市町名	重点供給地域名	位置	供給促進施策
神戸市	高丸団地	垂水区高丸5丁目の一部、6丁目の一部、8丁目の一部	老朽公的住宅団地の建替え等を推進することにより一体的かつ計画的な住宅供給を図る。
	長田南部地区	長田区 若松町2丁目から5丁目までの各一部、6丁目、7丁目、8丁目の一部・日吉町1丁目から3丁目までの各一部・大橋町2丁目の一部、3丁目から7丁目まで、8丁目の一部・西尻池町3丁目から5丁目まで・腕塚町1丁目から10丁目まで・久保町1丁目から10丁目まで・二葉町1丁目から10丁目まで・庄田町1丁目から4丁目まで・駒栄町1丁目から4丁目まで・駒ヶ林町1丁目、2丁目、3丁目から5丁目までの各一部、6丁目	老朽住宅と商業施設等が混在し、震災により甚大な被害を受けた市街地において、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等により土地の有効高度利用と商業・業務施設と併存した住宅供給を図る。
	垂水駅前地区	垂水区神田町	老朽住宅と商業施設等が混在する市街地において市街地再開発事業等により土地の有効高度利用と商業・業務施設と併存した住宅供給を図る。
	浜山地区	兵庫区御崎町2丁目、浜中町1丁目の一部、2丁目の一部、吉田町1丁目から3丁目までの各一部、金平町1丁目、2丁目の一部、浜山通5丁目の一部、6丁目の一部	老朽住宅等が密集し、震災により甚大な被害を受けた市街地において、土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等により居住環境の改善と良好な住宅の供給を図る。
	灘北西部地区	灘区大石字長峰山の一部、五毛字丸山の一部、五毛字浅谷、五毛字池ノ谷の一部、篠原北町4丁目の一部、箕岡通1丁目、2丁目、3丁目の一部、4丁目の一部、城の下通1丁目から3丁目までの各一部、高尾通1丁目から4丁目まで、五毛通1丁目から4丁目まで、薬師通1丁目から4丁目まで、篠原本町5丁目の一部、国玉通1丁目から4丁目まで、	老朽住宅と商業施設等が混在し、震災により被災した市街地において住宅市街地総合整備事業により、計画的な関連公共施設の整備や商業の活性化、居住環境の改善と良好な住宅の供給を図る。

	上野通1丁目から8丁目まで、篠原中町6丁目、赤坂通1丁目から8丁目まで、畑原通1丁目から5丁目まで、天城通1丁目から8丁目まで、福住通1丁目から8丁目まで、篠原南町5丁目の一部、篠原南町6丁目、7丁目、中原通1丁目から7丁目まで、倉石通1丁目から6丁目まで、水道筋1丁目の一部、2丁目、3丁目の一部、4丁目から6丁目まで	
東垂水地区	垂水区塩屋町6丁目の一部、王居殿1丁目から3丁目まで、東垂水1丁目、2丁目、城が山1丁目から5丁目まで、泉が丘1丁目から5丁目まで、山手1丁目から6丁目まで、7丁目の一部	木造賃貸住宅等の密集する市街地において住宅市街地総合整備事業等により木造賃貸住宅等の更新と居住環境の改善を図る。
神戸駅周辺地区	兵庫区西出町1丁目の一部、2丁目、東出町2丁目の一部、3丁目、七宮町1丁目の一部	老朽住宅等が密集し、震災により甚大な被害を受けた市街地において、住宅市街地総合整備事業等により居住環境の改善と良好な住宅の供給を図る。
長田東部地区	長田区二番町1丁目、2丁目、三番町1丁目、2丁目、3丁目の一部、四番町1丁目、2丁目、3丁目の一部、五番町1丁目、2丁目、3丁目の一部、六番町1丁目、2丁目、3丁目の一部、七番町の一部	老朽住宅等が密集し、震災により甚大な被害を受けた市街地において、住宅市街地総合整備事業等により居住環境の改善と良好な住宅の供給を図る。
真野地区	長田区東尻池町3丁目から9丁目まで、浜添町1丁目から6丁目まで、荻藻通2丁目から6丁目まで	老朽住宅と工場が混在し、震災により甚大な被害を受けた密集市街地において、住宅市街地総合整備事業により居住環境の改善と良好な住宅の供給を図る。
多井畑西地区	須磨区多井畑の一部、垂水区名谷町の一部、桃山台5丁目の一部、6丁目の一部、下畑町の一部	土地区画整理事業等により計画的な関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
兵庫北部地区	中央区楠町8丁目の一部、兵庫区楠谷町、矢部町、神田町、下祇園町、下三条町、雪御所町、石井町1丁目から8丁目まで、大同町1丁目から5丁目まで、熊野町1丁目から5丁目まで、菊水町1丁目から9丁目、10丁目の一部、夢野町1丁目から4丁目まで、湊川町1丁目から9丁目、10丁目の一部、馬場町、荒田町3丁目、4丁目、東山町1丁目、2丁目、3丁目の一部、4丁目、梅元町、五宮町、上祇園町の一部、上三	木造賃貸住宅等の密集する市街地において、住宅市街地総合整備事業等により計画的な関連公共施設の整備、良質な住宅供給と地域の活性化を図る。

		条町、湊山町の一部、山王町1丁目、2丁目、千鳥町1丁目、2丁目から4丁目までの各一部、都由乃町1丁目から3丁目、氷室町1丁目の一部、2丁目、鶴越町	
	桜の宮地区	北区甲栄台1丁目から4丁目まで	老朽公的住宅団地の建替え等を推進することにより一体的かつ計画的な住宅供給を図る。
	東多聞台地区	垂水区学が丘6丁目、7丁目	老朽公的住宅団地の建替え等を推進することにより一体的かつ計画的な住宅供給を図る。
	本山北町地区	東灘区本山北町1丁目から3丁目まで、4丁目の一部、5丁目、6丁目	住宅市街地総合整備事業等により、居住環境の改善、良質な住宅の供給の促進を図る。
	塩屋地区	垂水区塩屋町の一部、塩屋町3丁目、4丁目、8丁目の一部、9丁目	住宅市街地総合整備事業等により、居住環境の改善、良質な住宅の供給の促進を図る。
	須磨駅前地区	須磨区須磨浦通4丁目、5丁目、潮見台町1丁目の一部、関守町1丁目の一部	住宅市街地総合整備事業等により、関連公共施設の整備や居住環境の改善と良好な住宅の供給を図る。
神戸市／明石市	明石舞子団地地区	神戸市垂水区狩口台1丁目、2丁目、4丁目、5丁目、南多聞台1丁目から8丁目まで、神陵台1丁目から7丁目まで、明石市松が丘1丁目から5丁目まで	公共賃貸住宅や分譲マンション等の建替え等を推進することにより居住環境の改善と良好な住宅供給を図る。
尼崎市	戸ノ内町地区	戸ノ内町1丁目から4丁目まで、5丁目の一部、6丁目の一部	老朽木造住宅の密集、狭隘道路や未接道宅地及び住工混在等の市街地において、住宅市街地総合整備事業等により居住環境の改善と住宅の供給の促進を図る。
	JR尼崎駅北地区	久々知1丁目の一部、2丁目の一部、3丁目の一部、次屋1丁目、2丁目の一部、下坂部1丁目、2丁目、潮江1丁目の一部、2丁目、3丁目、浜3丁目	木造老朽住宅が密集した市街地において、地区計画等により住環境の整備や住宅の供給の促進を図る。
	阪急塚口駅北地区	塚口本町1丁目の一部、塚口町1丁目の一部	商業業務・住宅地において、地区まちづくりへの支援により土地の高度利用と商業業務施設と併存した住宅供給を図る。
	杭瀬北地区	常光寺2丁目、今福2丁目、杭瀬北新町1丁目から3丁目まで、杭瀬本町1丁目の一部、2丁目、杭瀬寺島1丁目	商業業務・住宅地や木造老朽住宅が密集した市街地において、地区計画等により土地の高度利用や住環境の整備、住宅の供給の促進を図る。
西宮市	名塩ニュータウン	名塩新町、東山台1丁目から5丁目まで、国見台1丁目から6丁目まで	新住宅市街地開発事業等により計画的な関連公共施設の整備と良質な住宅及び住

	地区		宅地の供給を図る。
	浜甲子園 団地地区	枝川町、古川町の各一部	住宅市街地総合整備事業等により、老朽化した機構賃貸住宅の建替更新を行い、周辺地域と調和した良好な居住環境を形成する。
芦屋市	南芦屋浜 地区	陽光町、海洋町、南浜町、涼風町	臨海部埋立地において、関連公共施設の整備と併せて海洋性スポーツレクリエーション機能を備えた良好な住宅地の供給を図る。
宝塚市	宝塚山手 台	山手台東1丁目、2丁目、山手台西1丁目、2丁目、切畑字長尾山の一部	開発許可等による優良な宅地開発事業を推進し、良好な住宅地の形成を図る。
	仁川団地	仁川団地	住宅市街地総合整備事業等により、老朽公的住宅団地の建替え等を推進することにより一体的かつ計画的な住宅供給を図る。
川西市	阪急川西 能勢口駅 周辺地区	栄根2丁目の一部、栄町、中央町の一部、小戸1丁目の一部、2丁目の一部、小花1丁目の一部、2丁目の一部、花屋敷1丁目の一部	木造賃貸住宅等の密集する市街地において、市街地再開発事業等により土地の高度利用と居住環境の整備を図る。
	中央北地 区	火打1丁目、中央町、美園町、出在家町、絹延町の各一部	土地区画整理事業等により、良好な住宅及び住宅地の供給と計画的な関連公共施設整備を図る。
三田市	神戸三田 国際公園 都市フラ ワータウ ン	富士が丘1丁目から6丁目まで、武庫が丘1丁目から8丁目まで、狭間が丘1丁目から5丁目まで、弥生が丘1丁目から6丁目まで	新住宅市街地開発事業等により、良好な住宅地の形成と計画的な関連公共施設の整備を図る。
	神戸三田 国際公園 都市ウッ ディタウ ン	すずかけ台1丁目から4丁目まで、あかしあ台1丁目から5丁目まで、けやき台1丁目から6丁目まで、ゆりのき台1丁目から6丁目まで	新住宅市街地開発事業等により、良好な住宅地の形成と計画的な関連公共施設の整備を図る。
	神戸三田 国際公園 都市カル チャータ ウン	学園1丁目から8丁目まで	新住宅市街地開発事業等により、良好な住宅地の形成と計画的な関連公共施設の整備を図る。
姫路市	大津・勝 原地区	勝原区勝原町の一部、大津区大津町3丁目、4丁目	企業社宅跡地等の低・未利用地において、土地区画整理事業等により、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
	垣内津市 場地区	網干区垣内南町、垣内本町、垣内西町、津市場、余子浜の各一部	市街化区域内農地において土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。

	阿保地区	北条、阿保、市之郷の各一部	市街化区域内農地において土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
	英賀保駅周辺地区	町坪、苫編、玉手、井ノ口、飾磨区高町、山崎、付城、富士見ヶ丘町の各一部	市街化区域内農地において土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
明石市	大久保駅前地区	大久保町大久保町の一部、大久保町大窪の一部、大久保町福田の一部、大久保町江井島の一部	市街化区域内農地が存する既成市街地において、土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と住宅地、商業・業務施設用地等への土地利用転換を図る。
	鳥羽新田地区	鳥羽の一部	市街化区域内農地を中心として土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と住宅地等への土地利用転換を図る。
	西脇地区	大久保町西脇の一部、大久保町大窪の一部	市街化区域内農地を中心として土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と住宅地等への土地利用転換を図る。
加古川市	坂元・野口地区	野口町坂元の一部、野口町坂元北1丁目から5丁目まで	土地区画整理事業等により、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
	養田東地区	尾上町養田の一部	市街化区域内農地を中心として土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と住宅地等への土地利用転換を図る。
	新野辺西部地区	別府町新野辺の一部	市街化区域内農地を中心として土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と住宅地等への土地利用転換を図る。
	加古川駅北地区	加古川町溝之口、寺家町、篠原町、本町の各一部	点在する市街化区域内農地及び旧国鉄用地において、土地区画整理事業等を推進し、良好な住宅地及び計画的な市街地形成を図る。
稲美町	菊徳地区	菊徳	市街化区域内農地を中心として民間開発による公共施設整備改善を実施して、快適な居住環境を形成し良質な市街地を創出する。
	国安地区	国安	市街化区域内農地を中心として土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
加東市	南山地区	横谷の一部、森の一部、岡本の一部	公的事業主体による土地区画整理事業等を推進し、関連公共施設の整備と良好な住宅地の形成を図る。
	天神地区	天神の一部、掬鹿谷の一部、森の一部	土地区画整理事業等により、関連公共施設の整備と良好な住宅地等の形成を図る。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市伊保崎一丁目2012番1の一部、2012番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市伊保一丁目4番23号
坂 井 智 代
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年1月26日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－32号（28高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町南大中三丁目722番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡播磨町南大中三丁目12番25号
大 北 まつゑ
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年11月24日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－24号（28播磨）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市上中宇平間61番1、61番3、64番2、65番1、65番4、66番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市社1504番地の1
株式会社ナポレオン 取締役 白 井 一 之
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年7月12日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－14号（28加東）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年 3月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	92,642
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	679,011



兵庫県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成29年 3月21日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立 石 幸 雄

(選 挙 区 名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,927
神戸市灘区	36,081
神戸市中央区	35,371
神戸市兵庫区	30,279
神戸市北区	61,581
神戸市長田区	27,029
神戸市須磨区	45,776
神戸市垂水区	61,898
神戸市西区	67,727
姫 路 市	139,926
尼 崎 市	128,914
明 石 市	82,434
西 宮 市	131,838
洲 本 市	12,890
芦 屋 市	26,621
伊 丹 市	55,124
相 生 市	8,542
豊 岡 市	23,394
加 古 川 市	73,997
たつの市及び揖保郡	30,948
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,410
西脇市及び多可郡	17,736
宝 塚 市	64,351
三 木 市	22,203
高 砂 市	25,658
川西市及び川辺郡	53,152
小 野 市	13,332
三 田 市	31,552
加 西 市	12,624
篠 山 市	11,990
養 父 市	7,064

丹 波 市	18,371
南 あ わ じ 市	13,744
朝 来 市	8,856
淡 路 市	12,965
宍 粟 市	11,079
加 東 市	10,916
加 古 郡	18,183
神 崎 郡	12,294
美 方 郡	9,670

人 事 委 員 会 告 示

兵庫県人事委員会告示第4号

平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日

兵庫県人事委員会
委員長 太 田 和 成

表中

「

職員上級採用試験	第1次試験得点及び順位 第2次試験得点及び順位
職員中級採用試験	同 上
職員初級採用試験	同 上

」

を

「

職員行政A（大卒程度） 採用試験	筆記試験得点及び順位 1次面接試験得点及び順位 最終面接試験得点及び順位
職員資格免許職採用試験	同 上
職員行政B（高卒程度） 採用試験	筆記試験得点及び順位 面接試験得点及び順位

」

に改める。